

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり	
施策	①地域安全対策の推進	実施計画掲載頁	131頁
対応する主な課題	○沖縄県は海域を含めると広大な行政区域を持っている上、人口や入域観光客数の増加、米軍基地から派生する諸問題等の特殊事情を抱えている。また、警察官1人あたりの110番件数が全国で最も多い。		
関係部等	子ども生活福祉部、警察本部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○安全なまちづくりの推進			
1	安全なまちづくり推進事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	2,639	順調
○協働事業の継続的な取り組みにより、3事務局(教育庁・知事部局・県警)の連携を密にし、各事業の推進を図った。 また、子ども・女性等安全安心見守り事業を実施(7地区9団体)した他、地域の安全意識の高揚を図るため、地域安全マップ指導者講習会等を4回開催した。(1)			
2	安全なまちづくり推進事業 (警察本部生活安全部生活安全企画課)	2,913	順調
○「ちゅらさん運動」の普及・促進を図り犯罪のない沖縄県の実現を目指し、防犯ボランティアの支援として防犯情報の発信及び犯物品(防犯ベスト・帽子各250着、青色回転灯40個)の支援を行った。(2)			
○社会情勢の変化へ対応する警察活動の推進			
3	サイバーセキュリティ対策事業 (警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課/警備部警備第一課)	8,537	順調
○サイバー犯罪の未然防止を目的として、広報啓発活動の実施、捜査能力向上に向けた教養等(61回)の実施、サイバー犯罪捜査に要する解析機器等(37台)の整備を行ったほか、電力・ガス等の重要インフラ事業者及び関連企業(4事業者:209名)の社員を対象としたサイバーセキュリティセミナーを実施した。(3)			
4	暴力団総合対策事業 (警察本部刑事部暴力団対策課)	2,769	順調
○各事業者へ暴力団排除等を目的とした協議会設置の働きかけを推進したことで、鉱山事業者を会員とする協議会が設立され、連携強化に努めたほか、県が発注する全ての工事・物品調達等における暴排条項の導入等を依頼した。また、暴力団追放沖縄県民会議の事業活動の充実化(不当要求責任者講習実施36回、約1,120人受講)、関係企業との連携強化(関係機関22団体との連絡協議会開催、業者等への暴排講話の実施)、青少年に対する暴排教室の開催(中高18校、約8,000人)を実施した。(4)			
5	国際テロ対策事業 (警察本部警備部外事課)	105	順調
○テロの標的となりうる公共交通機関、重要施設、商業・観光施設などのソフトターゲット、インフラ施設等と連携した警戒警備を強化し、テロ対策の一環としてロールプレイング訓練等を58回実施した。(5)			

○安全・安心を支える社会基盤の構築					
6	警察基盤整備事業 (警察本部警務部警務課)	250,401	順調	○警察基盤を強化するため、老朽施設である石川警察署白浜交番の建替整備を行った(渡嘉敷駐在所は、解体中のアスベスト検出、撤去作業等により、完成が平成29年度)ほか、交番相談員の体制強化、国際化・多様化する犯罪に対応するための専門的な知識及び技能の習得に向けた警察大学校及び各管区警察学校へ警察職員を派遣した。(6)	
7	警察相談の充実強化 (警察本部警務部広報相談課)	34,886	順調	○全警察相談員(離島警察署相談員を除く)に対する各種法令解釈の実施等により警察相談員の対応能力の向上を図ったほか、警察相談システムを活用した相談情報の共有による迅速・的確な対応の推進、県警察ホームページ等を活用した相談業務の周知に取り組んだ。(7)	
○犯罪被害者への支援					
8	被害者支援推進事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	227	順調	○犯罪被害者等施策研修会において、関係各相談機関の事業内容等の周知に努めるとともに、当課においても犯罪被害者等支援の総合窓口として、相談者からの問い合わせを適切な相談機関へ繋げるための情報収集及び連携強化を図った。(8)	
9	被害者支援推進事業 (警察本部警務部広報相談課)	6,536	順調	○犯罪被害者等支援事業に携わる市町村職員等の資質向上を目的として、県警・ゆいセンター等と連携し、各相談機関の連携支援の重要性を啓発するDVDの制作及び研修会を実施(市町村・県担当者研修会)した。また、県民への意識啓発のため、「犯罪被害者支援を考える県民の集い」を開催した(1回)。(8) ○犯罪被害者等への支援(160件210人)、カウンセリング(22回32人)の実施、遺体検案書料の公費支出(3件)のほか、中高生を対象とした「命の授業」の開催(26回、12,461人)、「犯罪被害者支援を考える県民の集い」イベント開催による犯罪被害者支援活動の広報啓発を行った。(9)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
刑法犯認知件数	12,403件 (23年)	8,082件 (28年)	11,000件以下	4,321件	996,204件 (28年)
1	状況説明 平成28年度の刑法犯認知件数は8,082件となり、平成28年度目標値11,000件以下を達成している。引き続き、「ちゃらさん運動」の普及促進、自主防犯ボランティアの活性化に向けた支援など各種取組を推進することで、犯罪の未然防止を図り、安全・安心なまちづくりの実現を目指す。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
サイバーテロ発生件数	0件 (26年)	0件 (27年)	0件 (28年)	→	0件 (28年)
暴力団検挙人員	124人 (26年)	164人 (27年)	176人 (28年)	→	約2万人 (28年)
警察安全相談受理件数	14,730件 (26年)	15,495件 (27年)	15,650件 (28年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

○安全なまちづくりの推進

・安全なまちづくり推進事業においては、ちゅらさん運動をより地域に根ざした県民運動としていくために、地域の現状・ニーズに迅速かつ柔軟に対応可能な各地区推進協議会をはじめとするちゅらさん運動推進会議としての執行体制の構築が重要である。
 ・「ちゅらさん運動」及びこれに大きく貢献している防犯ボランティアの支援に係る予算は年々減少しているため、予算に頼らない推進方策が必要である。

○社会情勢の変化に対応する警察活動の推進

・サイバーセキュリティ対策業務に従事する人材が不足しているほか、スマートフォン解析に必要な解析用資機材が高額なため整備費用等が十分でなく、効果的な対処能力向上に支障を来している。
 ・暴力団排除活動は、公共事業を含めた各事業で暴排条項の導入を進めるなど、官民一体となった活動の推進や、それに付随する暴力団排除活動を推進する市民等の保護対策が非常に重要である。
 ・警察各部門が連携し、国際テロ対策業務を推進する必要がある。

○安全・安心を支える社会基盤の構築

・平成29年度に実施する糸満警察署新築工事については、事業が遅れないよう関係機関と十分に調整する必要があるほか、新たな検視支援装置を導入したことにより、同システムを最新の状態で保つために、適宜、財政当局との調整が必要である。また、交番相談員のスキルアップ、犯罪情勢及び体制に応じた交番相談員の運用に努める。
 ・人材育成の面で短期間の研修では語学等の専門的な技能を習得することは非常にむずかしく、継続した研修・教養の実施が必要である。

○犯罪被害者への支援

・被害者支援推進事業においては、犯罪被害者等がどの機関・団体等に相談しても、必要な情報・支援等が受けられるよう、相談員のノウハウの蓄積等、研修の充実を図るとともに、市町村の支援体制の強化が重要である。そのためには、犯罪被害者等が必要とする支援は精神的なサポートから経済的な支援など多様な分野にまたがるとともに、相談窓口での不適切な対応による二次被害を未然に防ぐための相談員の資質の向上が不可欠であり、相談員の研修機会の充実に努める必要がある。
 ・犯罪被害者は、犯罪行為により身体的・精神的被害を受けるだけでなく、被害による治療・入院費用の負担や精神的ショックから仕事に行けず収入を失うなど、経済的負担を受けることが多いため、被害者の経済的負担の軽減を図るため、被害者のニーズに沿った支援制度を確立していくことが必要である。

IV 外部環境の分析 (Check)

○安全なまちづくりの推進

・刑法犯認知件数は順調に減少しているものの、子ども・女性に対する「声かけ」、「つきまとい」事案は増加傾向にある。
 ・刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、飲酒に絡む事件事故は跡を絶たず、飲酒に寛容な文化がその要因となっている。

○社会情勢の変化に対応する警察活動の推進

・家電や自動車等、様々なモノがインターネットに接続されるIoT(アイオーティー:Internet of Things)時代の到来によるサイバー犯罪の増加、標的型攻撃等のサイバー攻撃の激化による大規模な情報漏えい事案等の発生している。
 ・暴力団取締りは、暴力団排除活動及び徹底取締りにより一定の成果を見せているが、それに伴い暴力団の資金獲得活動の潜在化・不透明化が顕著となっているため、情報収集活動などを強化して取締を一層強化していく。
 ・依然として、世界各国では公共交通機関や飲食店等を標的としたテロが発生しており、平時からテロの標的となりうる施設管理者等と連携し、前兆事案等を早期に把握できる関係構築が必要である。また、爆発物原料取扱事業者やホテル・旅館業者等、「テロに利用(爆発物の製造、潜伏先として利用等)される恐れのある施設」管理者との連携についても同様に重要である。

○安全・安心を支える社会基盤の構築

・県民の体感治安は依然として改善されておらず、その要因としては、ひったくりなどの街頭犯罪や一般住宅を対象とした侵入窃盗、色情ねらいが挙げられ、これらの犯罪の特性として連続的に発生し、凶悪犯罪に発展する恐れがあることから、早期検挙が求められる。また、犯罪のグローバル化・サイバー犯罪等多様化する犯行形態に対応すべく、人材の育成に尽力しているが、今後、さらに増加が見込まれる訪日外国人の諸対策については、数年後、人材育成が追いつかない状況になるのが懸念される。
 ・社会構造や社会情勢の変化により相談内容が複雑・多様化・広域化しているほか、相談件数が増加している。

○犯罪被害者への支援

・刑法犯認知件数は順調に減少しているものの、犯罪被害者等が抱える困難の状況は様々であり、各相談機関の連携が重要である。
 ・被害者支援の基本原則に基づき、被害者の心の痛み、命の大切さ、被害者支援の必要性などについて、地域社会の更なる理解と協力を得る必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○安全なまちづくりの推進

・安全なまちづくり推進事業については、引き続き、ちゅらさん運動に取り組む県警、教育庁、知事部局との連携を一層強化し、各事業を推進する。また、市町村や各地区安全なまちづくり推進協議会、ボランティア団体等との連携を図り、地域で継続して活動するための実施方法等について検討を進める。

○安全なまちづくりの推進

・「ちゅらさん運動」に関する事業については、他の事業と関連する部分も多いことから、県民をはじめとする県内の事業所や自治体と連携し、既存事業に可能な範囲で防犯要素を意識した「プラス防犯」に取り組むとともに、その普及浸透を図ることで、県民全体の防犯意識の向上を図る。

○社会情勢の変化に対応する警察活動の推進

・県警察のサイバー犯罪における体制強化、サイバー犯罪テクニカルアドバイザー等の民間知見を活用した捜査能力の向上を図る。
 ・暴力団対策事業について、行政及び各事業と連携し、暴力団事務所の撤去活動及び暴力団を相手方とした損害賠償請求訴訟に対する支援を強化するほか、県及び各市町村における暴力団排除要綱、協定書に基づく適切な暴力団情報提供と離脱支援の実施に努める。
 ・重要施設や一般事業者に対する協力依頼や教養等の機会を設けるとともに、継続的な対応訓練を実施する。また、警察各部門が連携するとともに、関係機関や県担当者等と継続的に情報共有を図り、幅広い警察活動を通じた国際テロ対策を推進する。

○安全・安心を支える社会基盤の構築

・検視支援装置の安定した通信速度等を保つため、装置の刷新についても協議を重ね、適宜、財政当局と調整を図るほか、夜間設置した際に赤外線を発光しないタイプのカメラを購入・整備する必要がある。また、各署と連携して交番相談員に対する指導教養を実施するとともに、定期的な交番相談員の配置運用の見直しを図るほか、犯罪のグローバル化、情報通信技術の発達による犯行形態の多様化、広域化などに迅速・的確に対応できる人材を育成する。
 ・警察安全相談員のスキルアップのため、近年増加傾向にあるサイバー犯罪相談や知能犯罪関係相談等の対応要領の指導教養を行うとともに、警察安全相談システムを効果的に運用して情報の共有化を図り組織対応する。

○犯罪被害者への支援

・被害者支援推進事業については、引き続き、犯罪被害者支援の総合窓口を本課に設置し、連携する各相談機関に関する最新の情報収集に努め、相談者からの問合せを適切な相談機関へ確実に繋げるようにするとともに、犯罪被害者支援に携わる関係機関、団体の相談員の専門性を高めるための研修会等を内容を充実強化しつつ引き続き実施していく。
 ・被害者支援の推進について、犯罪被害者早期援助団体等の関係機関との間で犯罪被害者の情報共有等に努めるなどして連携を強化するほか、ボランティア相談員の能力向上等の人材育成に向けて、関係機関と相互協力し、人的基盤を充実させた支援体制を確立する。
 ・犯罪被害者等の経済的負担を軽減を図るため、ハウスクリーニング費用等の公費負担制度の拡充と供花代等の公費負担制度の拡充を図る。
 ・犯罪被害者、遺族等の悲痛な叫びを伝え、被害者支援の必要性や命の大切さを理解させ、規範意識の向上を資することから継続強化し、拡充を図った上で、「命の授業」を継続して開催する。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり		
施策	②DV防止対策等の充実	実施計画掲載頁	132頁	
対応する主な課題	○沖縄県においてはDVIに関する相談件数は年々増加傾向にあり、また、裁判所が発令する保護命令件数は、10万人当たりで換算すると沖縄県は全国1位であり、本県のDV被害の状況は深刻化していることから、相談体制の拡充と強化を図る必要がある。			
関係部等	子ども生活福祉部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○相談体制の強化				
1	DV被害者等支援事業 (子ども生活福祉部平和援護・男女参画課)	5,812	順調	○夜間電話相談(612件)、男性相談窓口を(270件)を運営するとともに、「DV被害者向けリーフレット」を作成しコンビニ・総合病院への配布するなど、DV被害者等の支援の充実を図った。(1)
2	DV加害者対策事業 (子ども生活福祉部平和援護・男女参画課)	9,244	順調	○DV加害者更生相談を実施(718件)するとともに、DV防止のためのワークショップ・講座を開催(延べ29回)した。(2)
○未然防止対策等の充実				
3	DV被害者対策事業 (子ども生活福祉部平和援護・男女参画課)	9,244	順調	○DV未然防止対策等の充実のため、中学生・高校生を対象としたDV予防啓発講座を離島地区を含め計11回、一般県民を対象としたフォーラムを1回開催した。(3) ○DV被害者への支援を充実させるため、DV防止広報啓発研修会(2回)及び講演会(3回)を実施するとともに、DV加害者相談窓口運営主体を含めた関係機関とのDV連絡会議を8月に実施した。(4)
4	DV対策事業 (子ども生活福祉部平和援護・男女参画課)	2,667	順調	○24時間365日運営できる病院拠点型ワンストップ支援センターを実現するため、施設整備に係る実施設計等を行ったほか、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいて、電話相談等を実施し、新規76件、延件数794件の相談対応を行った。
5	性犯罪被害者支援事業 (子ども生活福祉部平和援護・男女参画課)	38,302	順調	また、DV未然防止対策等の充実のため、中学生・高校生を対象としたDV予防啓発講座を計11回(中学校1回、高校7回、児童養護施設3回)実施し、被害者支援及び二次被害防止対策を行った。(5)

ODV被害者への支援					
6	女性相談所運営費 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	71,723	順調		○女性相談所運営費では、女性相談員を3名増員したうえで、DV被害者からの相談(2,041件)に対応したほか、必要に応じて一時保護97件を行い、個別ケース毎に適切な支援を実施した。(6)
7	DV対策総合支援事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	15,202	やや遅れ		○DV対策総合支援事業では、市町村担当者説明会において、配偶者暴力相談支援センター設置についての説明等を行い、県と市町村とのDVに係る連携体制を充実させるため、実施体制・役割分担を整理した。(7)
8	うるま婦人寮環境整備事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	8,126	順調		○平成27年度の本体改築工事実施後の追加整備として、外壁や同伴児童のための遊具設置の工事を実施した。(8)
9	DV被害者自立支援対策 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	1,951	順調		○DV被害者自立支援対策では、DV被害者等の自立に向け、保護命令を申請する際の費用支援や一時保護所を退所後に民間アパート等へ入所する際の初期経費を支援する住宅支援等68件を実施した。(9)
10	ステップハウス運営事業 (子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課)	7,781	大幅遅れ		○ステップハウス運営事業では、保護命令がなくても、警察の緊急110番システム登録がある重大DV被害状況の母子世帯を本事業の支援対象とする実施要綱の改正を行い対象者要件を拡充し、住宅確保や就労支援等の自立に向けた支援を4室(世帯)で実施した。(10)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1 配偶者暴力相談支援センター設置数	6カ所 (23年)	6カ所 (28年)	10カ所	0カ所	270カ所 (28年)
状況説明	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律において努力義務となっており、平成28年度は、配偶者暴力相談支援センターを新たに設置する市町村はなかったが、沖縄県におけるDV相談件数等の増加傾向等の状況に鑑み、引き続き市町村に対してセンターの設置を促していく。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
高校生対象デートDV講座実施校	8校 (26年)	9校 (27年)	6校 (28年)	→	—
性犯罪未然防止講座実施校	8校 (26年)	9校 (27年)	7校 (28年)	→	—
DV加害者からの相談件数	527件 (26年)	675件 (27年)	718件 (28年)	↗	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○相談体制の強化

・DV加害者対策事業について、DV支援関係機関においては、DV問題は被害者支援のみならず加害者に対する対策・支援が必要と考えているが、DV加害者更生に関わる人材が少ない。

○未然防止対策等の充実

・中高生対象DV予防啓発講座は、時間的な制約等から年間10校程度の開催となっているが、これを最大限に活用するため、学校の継続した取組を促す必要がある。

・DV対策事業について、一般県民向け講演会等により、徐々に理解が深まってきたが、更に広報・啓発を実施する必要がある。

・性犯罪被害者支援事業について、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターは、24時間365日運営している病院拠点型センターを目標としているが、施設整備等に時間を要することから、早期の被害者支援に主眼を置き、相談センター連携型(月曜から土曜までの9時から5時の運営)の開設となっている。

○DV被害者への支援

・女性相談所運営費について、DV相談件数に応じた適正な人員確保や専門的な人員配置に留意する必要がある。

・DV対策総合支援事業について、県全体でDV相談体制の拡充強化を図るため、市に対して配偶者暴力相談支援センター設置を促す必要があるが、法律上、設置は努力義務であることもあり、進んでいない状況がある。

・DV被害者自立支援対策では、住宅支援の1件あたりの支援額が大きいため、希望する対象被害者全てに支援が行えるよう努める

・ステップハウス運営事業では、DV相談の状況等に応じて、適宜、対象者要件の見直しなどが求められる。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○相談体制の強化

・DV問題については、ここ数年でDV防止等について、意識啓発が進んできている。しかし、保護命令件数が未だ多く(平成27年人口10万人当たりの件数4.6件。全国4位)、また、被害が潜在化している場合もある。引き続き、DV被害者支援及びDV防止策が必要である。

・DV加害者対策事業について、配偶者等からの暴力は重大な犯罪につながる可能性も高く、「暴力の責任は加害者にある」という社会認識の高まりが不可欠である。

○未然防止対策等の充実

・本県は、人口1万人あたりの平成27年中の強姦認知件数における犯罪率は、全国第9位(15件)、強制わいせつ認知件数における犯罪率は、全国第26位(51件)にとなっている。

・性暴力・性犯罪防止広報啓発については、より広範囲に波及する手段を検討する必要がある。

○DV被害者への支援

・本県におけるDV相談件数は増加傾向にあるため、適正な人員確保を図りつつ、県全体でDV相談体制の拡充強化を図る必要がある。

・今後もDV被害者に対してどのような支援が必要かニーズを把握し、ステップハウス運営事業など他の支援制度との併用を図っていく

・本県におけるDV相談件数は増加傾向にあるため、DV被害者の一時保護所退所後の自立支援策として更なる充実を図っていく必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○相談体制の強化

・DV被害者等支援事業においては、男女共同参画センターとの連携、ホームページの活用を行い広報の充実を図るほか、引き続きコンビニ・総合病院ヘリーフレットを配布するとともに、女性が多い職場(スーパー等)へもリーフレットを配布する。

・DV加害者対策事業については、電話相談が増加しており、これまでの広報において一定の効果が出ていると考えられる。引き続き、DV加害者更生相談を実施し、DV加害者更生相談窓口について、広報用のカードを県内のコンビニエンスストアへの設置等により、広報活動を継続する。

また、平成29年度は、平成28年度に引き続き一括交付金を活用し、DV防止対策の他、ワンストップ支援センター実証事業を総合的に実施することで、女性のための社会リスクセーフティネット体制(性暴力被害者に対する支援の充実を図るとともに、DVや性暴力を防止する施策を実施し、女性への暴力を生みださない、安心・安全な社会環境の整備)の確立を推進する。

○未然防止対策等の充実

・DV被害者対策事業において、中高生対象デートDV講座の未実施の学校に対しても広く周知するため、教育庁と連携し周知を図るほか、学校には講座の前後にDV・デートDVに関する冊子や資料を配布し、事前学習や事後学習につなげ、継続した取組が行えるようにするとともに、要望のある学校に対しては、講座修了後も随時、助言・指導やその他講座の情報を提供するなど、フォローを行う。

・性犯罪被害者支援事業について、24時間365日運営できる病院拠点型ワンストップ支援センターを実現するため、平成29年度は施設整備に係る建築工事を行い、併せて関係者育成及び人材確保のため、平成28年度に引き続き、相談支援員養成研修や医療関係者研修を実施するほか、ワンストップ支援センターの体制や運営上の課題を検証するため、病院事業局や県医師会などの関係機関・団体等で構成する性暴力被害者ワンストップ支援センター運営検証委員会を2回程度開催し、病院拠点型センターへスムーズに移行できるよう努める。

・沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターの実証事業、DV防止対策、性暴力・性犯罪防止広報啓発を総合的に実施することで、女性のための社会リスクセーフティネット(性暴力被害者に対する支援の充実を図るとともに、DVや性暴力を防止する施策を実施し、女性への暴力を生み出さない安心・安全な社会環境の整備)を推進する。

○DV被害者への支援

・女性相談所運営費について、DV相談件数の増加に対応するため、女性相談員増員等人員確保の検討やDV相談体制の拡充強化のため、適切な人員配置(看護師等の専門的な人材も含め)を検討し、担当者研修会等の実施により職員の資質向上を図る。

・DV対策総合支援事業について、県全体で効果的なDV被害者支援が行えるよう、会議や説明会等の機会を捉えて、市に対する配偶者暴力相談支援センターの設置促進や市町村担当との相互の情報交換など、県と市町村で連携を進めていく。

・DV被害者自立支援対策事業について、適切な支援が実施できるよう、効果的な制度の周知、ニーズ把握や支援内容の見直し等を行っていく。

・ステップハウス運営事業では、実施要綱等の改正や運用方法の見直し、対象者への事業周知の徹底等に取り組む。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり	
施策	③交通安全対策の推進	実施計画掲載頁	133頁
対応する主な課題	○交通死亡事故に占める飲酒絡みの死亡事故の割合が全国ワースト2位(23年)、人身事故に占める飲酒絡みの事故の割合が全国ワースト1位(23年現在、22年連続)であるなど極めて深刻な状況にある。 ○交通安全対策として、信号機の増設をはじめ、交通安全施設の整備が求められており、さらに、老朽化した信号機や道路標識、消えかかっている道路標示等の更新についても充実強化する必要がある。		
関係部等	子ども生活福祉部、土木建築部、警察本部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度			
	主な取組	決算見込額	推進状況
○交通安全環境の整備			
1	交通安全施設の整備 (土木建築部道路管理課)	309,400	順調
<p>○関係機関、地域との連携により、滑り止め舗装等を施し交通事故対策を順調に推進した。平成24年度に指定された事故危険箇所(1箇所)においては整備を進めることができ、交通安全の確保・向上を図った。(1)</p> <p>○各季(年4回)の交通安全運動、功労者表彰(27名、7団体)の実施、高齢者や二輪車の交通意識を高めるためのチラシなどの配布(5000枚)、うちなーぐちによる広報用テープを作成した街頭宣伝活動を実施した。</p> <p>また、飲酒運転根絶の決意を示すシンボルとして制定した「飲酒運転根絶ロゴマーク」の旗やのぼり等啓発グッズを各市町村に配布し、常時啓発活動に活用できるよう連携を図った。(2)</p>			
2	交通安全事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	3,659	順調
<p>○交通信号機の新設5基、改良168基、更新102基を行い、交通管制システムの高度化・更新を行ったほか、高度道路交通システム(ITS)の一環としてバス路線への公共車両優先システムの整備、更新を行った。また、道路標識及び道路標示の新設・更新(標識2,422本、横断歩道63km、実線102km)を行った。(3)</p>			
3	交通安全施設等整備事業 (警察本部交通部交通規制課)	1,843,114	順調
○飲酒運転根絶に向けた社会づくり			
4	飲酒運転根絶推進事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	7,340	順調
<p>○平成21年に施行された「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき、(公財)沖縄県交通安全協会連合会などの関係機関、団体と連携して、交通安全運動における広報啓発(各季)、飲酒運転根絶県民大会(9月)、飲酒運転根絶ロゴマークの制定(9月)、旗の掲揚(2月)、高校生による飲酒運転根絶ラジオCMの制作、放送(12月・3月)、等を実施した。(4)</p>			
5	交通安全対策・飲酒運転根絶対策事業 (警察本部交通部交通企画課)	1,866	順調
<p>○飲酒運転根絶県民大会の開催(9月)、飲酒運転根絶活動マニュアルの配布(2000部)、広報啓発チラシ・ステッカーの配布、簡単ジェルパッチ・飲酒疑似体験ゴーグル等を活用した参加・体験型の交通安全教室の実施(940回)のほか、アドバイザーによる事業所での飲酒運転根絶社員教育等を実施した。(5)</p>			

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	交通事故死者数	45人 (23年)	39人 (28年)	39人以下	6人	3,904人 (28年)
1	状況説明	交通事故死者数は、基準値(23年)の45人から現状値(28年)で39人と6人減少しており、目標を達成した。また、交通人身事故発生件数にあっても平成28年は5,491件で平成26年度6,242件より△751件と大幅に減少しており、平成24年度に選定した事故危険箇所の重点的整備などの効果が現れているものと考えられる。 一方、飲酒絡みの死亡事故・人身事故が全国ワーストワンであることから、引き続き、飲酒運転根絶の取組に加え、高齢者や二輪車等に対する重点的な取組を行い、交通事故抑止を推進する必要がある。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
事故危険箇所の事故発生件数	22件/年 (24年)	9件/年 (27年)	—	↗	—
交通人身事故発生件数	6,242件 (26年)	5,621件 (27年)	5,491件 (28年)	↗	536,899件 (27年)
高齢者の交通事故による死傷者数	840人 (25年)	813人 (26年)	779人 (27年)	↗	103,762人 (27年)
交通人身事故に占める飲酒絡み事故比率	1.87% (26年)	2.08% (27年)	1.99% (28年)	↗	0.79% (28年)
飲酒絡みの人身事故発生件数	117件 (26年)	117件 (27年)	109件 (28年)	↗	3,864件 (27年)

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○交通安全環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定・登録される危険箇所を優先に整備する必要があるが、その他の箇所についても地域の状況を把握し、優先順位を付けて交通安全対策を推進する必要がある。 県警、各市町村及び交通安全推進協議会等関係機関との連携を図っているが、より効果的な広報啓発の方法等について、検討しお互いに取り組む必要がある。 交通安全施設等整備事業について、交通安全施設整備に関する技術習得に時間を要するため、執行体制の確保が困難な状況である。 <p>○飲酒運転根絶に向けた社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転根絶検討委員会からの提言を踏まえ、これまでの取り組みの充実に加えて新たな取り組みの検討が求められる。 交通安全対策・飲酒運転根絶対策事業について、取締時間帯を選定したり、違反多発場所に重点を置いた交通検問等を実施して取締を強化する必要がある。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○交通安全環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の整備については、国土交通省が指定・登録する交通事故危険箇所(県内4箇所)以外にも、狭隘な道路などにおいて交通安全施設が必要な箇所が未だ多く存在する。 本県は全国と比べ、死者に占める二輪車乗車中死者の構成率が高い状況にあるが、原因として、頻繁な車線変更等、交通法規違反が挙げられることから、若年層等に対する交通マナー向上について取組を行う必要がある。 本県においても、高齢者が関連する事故件数は増加しており、今後の高齢化社会における懸念事項として、高齢者の交通事故防止に向けた、広報・啓発活動の取組強化を行う必要がある。 新設道路の供給に伴い、新たに必要となる交通安全施設を迅速かつ適切に設置するとともに、老朽化した交通安全施設の更新を着実・計画的に実施する必要がある。 <p>○飲酒運転根絶に向けた社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県も、交通人身事故に占める飲酒運転がらみ事故件数は道路交通法、刑法の罰則強化等により減少傾向にあるものの、構成率として他県と比較した場合、27年連続ワーストワンとなっている。 本県は、自動車・二輪者に依存した車社会であり、法令遵守の意識よりも「用事で車が必要」や「タクシー代がなかった」等といった自己中心的な考えで飲酒運転を敢行する規範意識の低い悪質なドライバーもいることから、今後も県民総ぐるみで飲酒運転に向けた取組を推進する必要がある。 飲酒運転については、二日酔い運転により検挙される者が依然として後を絶たないため、アルコールに対する正しい知識及び適度な飲酒量について広報啓発することが重要である。
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

○交通安全環境の整備

- ・交通安全施設の整備については、関係市町村や地域と連携して現場の状況に応じた最適な安全確保の方策を検討し、引続き交通事故危険箇所以外についても優先順位を付け交通安全施設の整備を推進する。
- ・交通安全事業について、交通安全の意識高揚に向け、道路管理者や市町村との連携を強化しながら、加齢により体力、判断力等が低下する高齢者の啓発用チラシや反射材など安全グッズの利用などで効果的な啓発活動を行うほか、二輪車の事故防止のための若年層への交通マナー向上に向けた啓発活動を強化する。また、第10次交通安全計画における目標の達成に向けて、県民の交通安全思想の普及啓発に取り組む。
- ・交通安全施設等整備事業について、業務の一部外部委託や交通安全施設をデータベース管理するなどして事務の合理化を図り、交通安全施設の新設、改良、更新を効率的に行う。

○飲酒運転根絶に向けた社会づくり

- ・飲酒運転根絶推進事業では、飲酒運転の根絶について、若い世代(高校生等)を対象とした取組が、親世代への波及効果も期待できるため、飲酒運転根絶メッセージ募集とラジオCM放送を引き続き実施するとともに、各高校などに働きかけ、県民大会への高校生を中心とした若い世代の積極的な参加を呼びかけるとともに、平成28年度に制定した飲酒運転根絶ロゴマークを交通安全推進協議会会員等を含めて活用することにより、飲酒運転根絶に向けた県民意識の向上を図る。また、飲酒運転のきっかけとなり得る飲食店等に対してポスター等の掲示を依頼する。
- ・交通安全対策・飲酒運転根絶対策事業について、県民に対し、飲酒運転の危険性や飲酒運転がもたらす代償の重さを自覚させ、自らのこととして考えさせる飲酒運転根絶教育を推進すると共に、テレビCMなど各種広報媒体を活用し、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進していく。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり		
施策	④水難事故対策の推進	実施計画掲載頁	133頁	
対応する主な課題	○河川環境の改善に伴い、河川利用者の増加や利用形態の多様化が進んでいることから、河川管理者には水難事故の未然防止及び事故発生後の迅速な救助等の安全対策が求められている。			
関係部等	土木建築部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度			
	主な取組	決算見込額	推進状況
1	河川利用者の安全対策 (土木建築部河川課)	51,174	順調
		<p>○河川環境の改善に伴い河川利用者が増加しているが、転落防止柵の未設置箇所があるため、転落防止柵等の整備を行うとともに、水難事故防止等の広報を行うなど河川の安全・安心の確保を図った。また、沖縄県水難事故防止協議会における取り組みとして、河川利用の安全意識向上を目的として、市町村教育委員会及び県教育庁等に対し、夏休み期間の河川における水難事故防止啓発文書を発出した。(1)</p>	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	水難事故発生件数	77件 (22年)	85件 (28年)	減少	△8件	1,505件 (28年)
	状況説明	<p>沖縄県水難事故防止推進協議会の各会員による広報啓蒙活動の推進、危険箇所の把握及びパトロール等の対策にもかかわらず、平成28年度の水難事故発生件数は85件と基準値の平成22年度の77件から8件の悪化となった。 近年、川遊びを楽しむ人が増加傾向であることから、それに伴い水難事故件数も増加しているものと考えられる。引き続き事故多発箇所への安全対策施設の整備や安全教育等を実施し、成果指標の改善に向け取り組んでいく。</p>				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

・河川利用者の安全対策については、河川での水難事故を防止するためには、転落防止柵の設置等の安全対策が必要であるが、本県における整備はまだ十分とは言えないため、転落防止柵の設置等の安全対策に取り組むとともに、水難事故に対する県民の意識を高め、地域住民や教育機関等と連携した取組を実施する必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

・河川利用者の安全対策については、近年、身近で自然豊かな河川を利用してレジャーを楽しむ人々が全国的に増加しており、これに伴い河川における水難事故も多発していることから、河川利用者に対し安全意識の向上を促すことが重要である。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・河川利用者の安全対策については、河川管理者には水難事故の未然防止及び事故発生後の迅速な救助等の安全対策が求められており、河川での水難事故を防止するため、転落防止柵の設置等の安全対策に取り組む。また、これまで以上に関係者が緊密に連携し、地域ごとにきめ細やかな対応を行っていくため、沖縄県、他各種団体で構成する沖縄県水難事故防止協議会等を通じ、県警等と連携して県民の水難事故に対する意識を啓蒙していく。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり		
施策	⑤消費生活安全対策の推進	実施計画掲載頁	134頁	
対応する主な課題	○消費生活相談件数は、減少傾向だが悪質商法等の手口は多様化、複雑化しており、消費者トラブルの未然防止、被害拡大防止を図るため、相談窓口の機能強化及び県民への啓発・消費者教育を強化する必要がある。			
関係部等	子ども生活福祉部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	消費者啓発事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	31,837	順調	○総合教育センターに対する学校向け講座や社会福祉協議会等に対する高齢者向け講座の周知など、よりのを絞った呼びかけを行ったうえで、一般消費者等を対象に、消費者学習教室やくらしのサポート講座等の各種消費者啓発講座の開催(107回)のほか、金融広報委員会を活用した金銭知識の普及を図った。(セミナー等148回)。(1)
2	消費者行政活性化事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	49,855	順調	○市町村消費者行政連絡会議等を実施するとともに、消費者行政推進交付金を活用し、9市2町に対して消費生活専門相談員の配置を支援した。また、消費者問題に取り組む「NPO法人消費者市民ネットおきなわ」に対して、消費者被害拡大防止を図るためのセミナー開催等の経費に補助金を交した。(2)
3	消費者行政推進事業 (子ども生活福祉部消費・くらし安全課)	7,549	順調	○消費者被害の未然防止を図るため、商品・役務の表示講習会を実施したほか、県の優良県産品表示・衛生審査や観光おみやげ品公正取引協議会の観光土産品認定審査会において、表示審査を行った。(3)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	消費者啓発講座受講者数	8,890人 (23年)	11,987人 (28年)	9,500人 (28年)	3,097人	—
1	状況説明	平成28年度受講者数は、消費者教育の推進を踏まえた重点的な取組により、対前年度比3,298人の受講者数増となっている。 教育委員会(学校)や福祉関係機関等の多様な主体に呼びかけ、金融広報委員会の活動と連携し消費者啓発講座のニーズの掘り起こしを図ることで、出前講座等の開催が増加し、自立する消費者の育成に寄与するとともに消費者トラブルの未然防止につながるものと考えられる。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
相談窓口設置市町村数	36市町村 (25年)	41市町村 (26年)	41市町村 (27年)	→	—
景品表示法相談・苦情処理件数	149件 (25年)	120件 (27年)	59件 (28年)	↘	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

・消費者行政活性化事業に関して、全市町村への相談窓口設置を達成した一方で、専門相談員が配置されていないなど、質の高い相談・救済が受けられる窓口の体制整備が十分ではない。
・消費者行政推進事業に関して、商品・役務に関する違反行為の把握は、一般消費者からの苦情や申し出、職権による探知となるが、人的資源が限られていることから、関係団体と連携した取組が求められる。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

・消費者啓発事業に関して、規制緩和、高齢化、IT化の進展に伴い、悪質商法の手口が複雑化・巧妙化していることから、増加傾向にある高齢者等の被害に対し、より効果的な消費者教育講座の実施や情報提供を行い、被害の未然防止、拡大防止を図る必要がある。あらゆる世代において「自立する消費者」を育成するため、さらなる消費者教育の推進が必要である。
・消費者行政活性化事業に関して、消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多発するのが特徴であり、消費者契約法により個別的・事後的な救済は可能であるが、同種の被害発生・拡大を防止することが難しい。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

・消費者啓発事業については、引き続き各地域に出向き地域のニーズに応じた講座を実施するとともに、県が作成した啓発教材等を活用し、民生委員等の福祉関係者や自治会など、地域において密接に活動している組織との連携を図りながら、あらゆる機会を通して講座開催を積極的に呼びかけていく。
・消費者行政活性化事業について、市町村消費生活相談窓口の強化に向けた消費生活専門相談員の配置のため、資格取得講座を開催して資格取得を支援する。
・消費者行政推進事業については、平成28年度から景品表示法の執行を担う本課及び消費者相談等を担う消費生活センターが統合することになったため、消費者相談等と連動した法執行・指導監督権限を最大限に発揮することが可能となった。また、商品や役務など各分野ごとで構成する事業者団体、公正取引協議会等と一体となって、これまで実施してきた研修会を開催するとともに、店舗巡回による表示監視や指導、啓発により事業者による不当表示等の未然防止、拡大防止を図っていく。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-ア	安全・安心に暮らせる地域づくり	
施策	⑥健康危機管理体制の強化	実施計画掲載頁	134頁
対応する主な課題	○健康危機管理については、新型インフルエンザなど県域を越えた健康被害の発生や、初期発生時に原因が不明な健康被害の発生が想定されることへの対応策を検討し、あらゆる事態に備える必要がある。		
関係部等	保健医療部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度			
	主な取組	決算見込額	推進状況
1	健康危機管理対策事業 (保健医療部保健医療総務課)	463	順調
2	九州・山口9県との健康危機に対する 広域連携体制の構築 (保健医療部保健医療総務課)	—	順調
3	健康危機管理情報センター設置 (保健医療部保健医療総務課)	2,020,746	順調

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
1	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状		傾向	全国の現状
—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理対策事業について、あらゆる事態に備え、平常時から健康危機管理にかかる情報収集・分析や医療機関など関係機関との連絡調整を行い、患者移送の方法や感染防止対策等について、健康危機管理体制の強化を図る必要がある。また、研修会への参加等により職員の知識の習得・技術向上等を図る必要がある。 ・九州・山口9県との健康危機に対する広域連携体制を維持するため、健康危機管理連携会議や情報伝達訓練を実施していく必要がある。 ・健康危機管理情報センターについては、平成28年度で事業終了となるが、今後は情報収集・発信の拠点として同センターを活用していく必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

・健康危機管理対策事業について、各保健所管内の関係機関等との共同訓練の検証結果から、患者移送の方法や感染防止対策等について、さらなる検討の必要性が示されている。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・健康危機管理対策事業について、健康危機管理委員会や保健所管内の関係機関との連絡会議・共同訓練を通して、引き続き、連携体制を強化する。また、研修会への参加等により職員の知識の習得、技術向上等に努める。
・九州・山口9県との健康危機に対する広域連携体制の構築については、引き続き健康危機管理会議や情報伝達訓練等に参加し、広域連携体制の強化を図る。
・健康危機管理情報センターについて、関係職員に周知するとともに、情報発信の拠点として同センターを活用していく。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-イ	災害に強い県土づくりと防災体制の強化	
施策	①消防防災体制及び危機管理体制の強化	実施計画掲載頁	137頁
対応する 主な課題	<p>○沖縄県は他県から海を隔てた遠隔の地に位置し、東日本大震災のような大規模災害が県内で発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、県内における相互応援による広域的支援体制の強化及び防災基盤の整備が必要である。</p> <p>○消防防災体制を取り巻く環境の変化に対応するため、県内の消防防災体制について人的・物的両面において強化を図るほか、救急搬送の増加に対応できる体制を構築する必要がある。</p> <p>○沖縄県は、地域防災の中核となる自主防災組織や消防団の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。また、想定を超える災害においても人命が守られるよう、避難等に資するソフト対策の充実が必要である。</p> <p>○大災害の発生時には、県民への迅速な情報提供が重要であることから、総合行政情報通信ネットワーク(防災行政無線)の整備や各種即報システムの拡充・強化を図る必要がある。</p> <p>○災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。また、緊急輸送機能を持つ施設の整備が求められる。</p> <p>○避難誘導體制の強化のため、各種災害の発生を想定したハザードマップの作成等が重要である。</p>		
関係部等	知事公室、企画部、環境部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要	
○大規模災害対応力の強化				
1	大規模災害対応力強化 (知事公室防災危機管理課)	24,809	順調	<p>○県下全域を対象とする避難訓練、地震情報提供システムの高度化、災害時要援護者避難支援計画の策定促進を行った。また、県職員研修と災害対策本部設置運営訓練を実施し、県庁職員の災害対応能力の向上を図った。(1)</p>
2	防災危機資機材整備事業 (知事公室防災危機管理課)	—	順調	<p>○災害対策に係る諸課題の整理が整ったところから、計画を前倒して11月補正予算により、防災対策拠点整備事業の実施設計を行っており、平成29年5月末に完了する見込みである。(2)</p>
3	災害廃棄物処理計画策定事業 (環境部環境整備課)	3,456	順調	<p>○平成27年度で策定した骨子案を元に、検討委員会の開催、パブリックコメント等を行い、沖縄県災害廃棄物処理計画を策定した(H29年3月)。また、今後、市町村の災害廃棄物処理計画の策定が必要となることから、市町村職員を対象とした研修会を実施した(H29年3月)。(3)</p>
○地域防災組織の拡充				
4	地域防災リーダー育成・普及啓発事業 (知事公室防災危機管理課)	市町村	順調	<p>○大規模災害の体験を踏まえた講演や大規模災害時の避難所内を想定した避難所運営ゲーム、地元地域での災害を想定した図上訓練等を実施する地域防災リーダー養成研修を行った。地域防災リーダーの育成数は計画値50人に対し、60人となった。(4)</p>
5	災害時における事業者等との連携強化 (知事公室防災危機管理課)	—	順調	<p>○民間事業者と関係課との災害時応援協定の締結が円滑に推進されるよう資料提供や助言を実施した。協定項目数は計画値22項目に対し実績値22項目となり、順調である。(5)</p>

○消防力の強化					
6	消防体制の整備 (知事公室防災危機管理課)	100	順調	○県内18消防(局)本部を集め会議を行い、増隊計画(案)を作成し、消防相互応援体制の推進を図った。また、県内で大規模な災害が発生した場合を想定し、広域的な消防応援体制を確立することを目的に県内消防合同訓練を3月に実施した。(6)	
7	消防職員及び消防団員の増員・資質向上 (知事公室防災危機管理課)	90,119	順調	○県消防学校における消防職員・消防団員に対する初任科研修、専科教育、水難救助課程等の教育訓練を実施した(初任科研修終了者数計画値70人、実績値51人)。また、県と市町村による消防団の充実強化に向けた意見交換会等を2回実施した。(7)	
○防災情報システムの拡充強化					
8	沖縄県防災情報システム機能強化事業 (知事公室防災危機管理課)	5,841	順調	○順調に新システムの運用・活用を行った。人事異動者等を対象にシステム操作の研修会を実施した。(8)	
9	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(防災行政無線)高度化事業 (企画部総合情報政策課)	1,234,154	順調	○各種防災情報の伝達・収集の円滑化や行政情報伝送の効率化等を図るため、沖縄本島周辺離島、先島、南北大東島のネットワーク回線の大容量化(有線回線・無線回線)、無線中継局、市町村端末局の整備を実施した。ネットワークのほぼ全て(渡名喜村有線回線のバックアップとなる無線中継局を除く)の整備工事を完了し、運用を開始した。(9)	
10	統合型地理情報システム整備事業 (企画部総合情報政策課)	14,280	順調	○システムの操作研修及び新情報の掲載によりシステム内容の充実を図り、統合型GIS掲載済み情報75マップの内、部局等から新たな地図情報の収集を行い、マップの新規掲載(1件)・更新(32件)・公開し、県民への情報提供を行った。(10)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	自主防災組織率	8.9% (23年)	25.16% (28年)	30.0%	16.26ポイント	80.0% (27年)
	状況説明	平成23年度からの組織率の増加について、約16ポイントの増となっているが、平成28年度目標値の30%には5%弱届いていない。今後、広報誌や県政出前講座等も利用しながら、県民へ自主防災組織の役割の重要性を周知を図っていく。その上で、各市町村に対し自主防災組織の登録や立ち上げに積極的に取り組むよう、引き続き支援を行う。				
2	消防職員の充足率	53.1% (21年)	61.9% (27年)	60.0%	8.8ポイント	77.4% (27年)
	状況説明	消防職員は、1,590人(平成28年4月1日現在)で、前々回調査(21年度 1,483人)と比較し、107人の増となった。国の定める消防力整備指針に基づく消防職員の充足率は基準値より8.8ポイントの増となり、H28目標値を達成した。なお、今後も、消防職員を増員していくことが必要である。				
3	人口1万人あたりの消防団員数	11.7人 (22年)	12.0人 (28年)	13.0人	0.3人	67.6人 (27年)
	状況説明	消防団員は、1,716人(平成28年4月1日現在)で、平成22年度1,626人と比較し、90人の増となったことから、人口1万人あたりの消防団員数は0.3人の増加となっているが、団員の高齢化に伴い退団者が増加する一方で、少子高齢化による若年層の減少化等の理由により、H28目標値(13人)に届かなかった。さらなる加入を促進するため、引き続き広報や市町村との意見交換を実施していく必要がある。				

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
4	災害時要援護者支援計画策定市町村数	15市町村 (37%) (23年)	31市町村 (76%) (28年)	41市町村	16市町村 (39ポイント)	1,524市町村 (87.5%) (25年)
	状況説明	H28目標値41市町村市町村に対し、現状値は31市町村となっており、目標を達成できなかった。引き続き、市町村におき同計画の策定を促進する観点から、避難行動要支援に精通したアドバイザーを活用して、市町村への避難行動要支援者の避難支援の具体化に向けた取り組みへの助言や提案、避難行動要支援者の避難対策を促進するための研修会を実施する等の取り組みを行う。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
統合型GISの閲覧件数	64,818件 (26年度)	75,373件 (27年度)	86,332件 (28年度)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○大規模災害対応力の強化 ・災害廃棄物処理計画策定事業について、災害廃棄物の処理は、一義的には市町村の事務であるため、市町村自身が処理主体であることを意識し、市町村災害廃棄物処理計画を策定しなければならないが、現在、策定に向けて動いている市町村は少ない。沖縄県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に必要なデータ等の提供等、また、市町村職員を対象に研修会、訓練を行うことにより、市町村の意識の向上を図り、市町村災害廃棄物処理計画の策定を促す必要がある。</p> <p>○地域防災組織の拡充 ・地域防災リーダー育成・普及啓発事業については、地域の中に防災に関する知識をもった者がおらず、どのように自主防災組織を設立してよいかわからない地域が多いことが挙げられる。</p> <p>○消防力の強化 ・消防体制の整備について、平成28年4月に発生した熊本地震を振り返り、県内でも同様な大規模災害が発生した際の県内の消防相互応援に係る具体的な計画が定められておらず、また、緊急消防援助隊の応援要請について計画が国の要綱等と整合性が図られていないことが明らかになった。</p> <p>○防災情報システムの拡充強化 ・沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(防災行政無線)高度化事業については、ネットワークのほぼ全ての整備工事を完了し運用を開始したが、渡名喜村有線回線のバックアップとなる無線回線の中継局整備のみが、数回の入札不調及び離島(渡名喜島)である故の人員の確保、資材の調達、運搬等に時間を要しているが、有線回線は既に運用中であり無線回線の完了により強靱化が図られることから、概ね高度化を実現している。 ・統合型地理情報システム整備事業について、各部署で統合型GISを活用するためには、活用シーンの想定と、それを実行するために職員の操作スキルアップが必要になる。</p>

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○大規模災害対応力強化 ・大規模災害対応力強化について、沖縄で大規模地震・津波が発生した際、国や他県等が応援部隊、救援物資等を輸送するには飛行機が船しかなく、物資等受入の拠点となる広大な敷地・施設もないことから、被災者の救助・支援が遅れることが懸念される。また、新たな避難場所の整備には、適切な場所を確保する必要があるが、津波避難に適切な高台が少ない状況である。 ・災害廃棄物処理計画策定事業について、平成26年3月に環境省が「災害廃棄物対策指針」を策定後、指針に沿った災害廃棄物処理計画を策定した都道府県は、平成28年度末までに24自治体となり、都道府県レベルでは全国的に取り組みが進みつつある。しかし、市町村等については、国において市町村計画の策定に係る取り組みを強化しているところであり、未だ、市町村等の意識・知識が十分ではないと考える。</p> <p>○地域防災組織の充実 地域防災リーダー育成・普及啓発事業については、自主防災組織の結成主体となる自治会や町内会は年々高齢化が進み、若い人材が不足しているため、自主防災組織への若い人材の参加を促進する必要がある。また、研修会終了後、市町村と各自治会との連携がうまくとれていないことがある。</p> <p>○消防力の強化 ・消防体制の整備について、近年、全国各地で大規模災害が発生しており、その様相は大規模化、複雑化しており、また、増加する観光客への消防における対応など新たな消防需要が発生している。</p> <p>○防災情報システムの拡充強化 ・沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(防災行政無線)高度化事業については、新ネットワークを利用している各団体(各市町村、消防本部等)へ影響を与えること無く整備を行う必要があるため、当該各団体と十分な調整が必要である。 ・統合型地理情報システムでは、既存の広報媒体だけでは困難な地理空間情報の可視化ができることとなったが、利用促進には広く県民に認知される必要がある。また、掲載する地理空間情報は、時間の経過とともに陳腐化していくため、対応が必要となる。</p>

V 施策の推進戦略案 (Action)

○大規模災害対応力強化

・大規模災害対応力強化について、避難施設・避難経路等の整備や備蓄物資の確保促進など、避難・救護体制の整備を推進するほか、県民、観光客等への迅速な情報提供に向けた「沖縄県防災情報システム」の拡充・強化、全国瞬時警報システム及び市町村防災行政無線の整備を促進するなど、防災体制及び危機管理体制の強化を図る。

・災害廃棄物処理計画策定事業については、災害廃棄物の処理主体である市町村を対象に研修会や訓練を実施することで、市町村の意識の向上を図り、市町村災害廃棄物処理計画の策定を促すとともに、実行可能な処理体制の構築を目指す。

○地域防災組織の充実

・地域防災リーダー育成・普及啓発事業については、民間保険会社等へ講師派遣を依頼し、地域防災組織の設立及び運営ノウハウに関する講座を開催することで、地域防災組織の充実・強化を図る。また、研修会終了後も県、市町村及び各自治会の連携を密にし、自主防災組織結成のための課題等の把握、支援を行う。あわせて、若者や子どもたちに地元の訓練等に参加を呼びかけ、自主防災組織への若い人材の参加を引き続き促進する。

○消防力の強化

・消防体制の整備について、県内消防相互応援計画(仮称)の策定及び緊急消防援助隊受援計画の見直しに向けた検討作業を進めるとともに、昨年度に引き続き消防合同訓練を発展的に実施し、広域的な消防応援体制を確立を目指す。また、新たな消防需要に対応していくため、資機材の強化を図る観点から、各消防本部における沖縄振興特別推進市町村交付金や緊急防災・減災事業債等の活用事例を全消防本部に情報提供するなど、引き続き、補助金・起債の活用の助言等を行い、消防車両・資機材の整備を推進する。

○防災情報システムの拡充強化

・沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(防災行政無線)高度化事業については、事前調査(現場状況、周辺地域への影響、交通・運搬、人材確保等)、事前調整(資材ヤード確保、地域環境へ考慮した施行時間の確保、回線切換えにかかるネットワーク全体への影響等)を徹底し、新ネットワークへの影響及び整備の遅れが発生しないように進捗管理を行う。

・統合型地理情報システム整備事業について、引き続き職員向け研修を実施し、さらなる職員のスキルアップやシステムの利用促進、情報発信の強化を図る。また、掲載済み情報の更新情報や、部局等から新たな情報を収集、掲載し、システム内容の充実と情報の陳腐化リスクを回避する。さらにより一層の利用促進を図るため、オープンデータダウンロード機能(システムに掲載しているデータを自由に利用・再配布できる機能)を追加し、これを契機とした啓発活動等を実施する。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-イ	災害に強い県土づくりと防災体制の強化	
施策	②輸送手段及び避難地等の確保	実施計画掲載頁	138頁
対応する主な課題	○災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。また、緊急輸送機能を持つ施設の整備が求められる。 ○台風発生時に高潮・波浪等による被害が想定される海岸や老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設については、施設の新設・改良等により防護機能を確保する必要がある。		
関係部等	企画部、農林水産部、土木建築部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○緊急物資輸送機能の確保			
1	災害防除(道路) (土木建築部道路管理課)	408,514	順調
○国道331号等の緊急輸送道路等(県管理道路)における落石防止対策・法面崩壊防止対策等の災害防除を32箇所実施した。(1)			
2	無電柱化推進事業 (土木建築部道路管理課)	569,612	やや遅れ
○沖縄ブロック無電柱化推進協議会において策定された無電柱化推進計画(H21～H25)での合意路線である石垣空港線等の無電柱化の推進(3.9km)、合意路線以外の県道114号線等におけるソフト交付金を活用した要請者負担方式等による無電柱化の推進(0.9km)を行った。一部路線において埋蔵文化財の調査実施に時間を要していることからやや遅れとなる。(2)			
3	離島空港における耐震化対策等の推進 (土木建築部空港課)	30,075	やや遅れ
○県管理空港における津波・耐震対策等の方針をとりまとめるとともに、災害時における空港の役割や津波浸水のリスク等を考慮し、避難計画策定の優先順位を決定した。各空港の避難計画等の策定する必要があるが、計画よりやや遅れとなっている。(3)			
4	那覇港の整備 (土木建築部港湾課)	国直轄 205,374	順調
○直轄事業については、順調に進捗している。平成28年度における臨港道路港湾2号線改良(液状化対策)を計画通り実施したことにより、一部区間において緊急時の港湾貨物の円滑な輸送を確保することができた。(4)			
5	平良港の整備 (土木建築部港湾課)	国直轄	順調
○国直轄において、耐震強化岸壁の一部を整備した。(5)			
6	漁港施設機能強化事業 (農林水産部漁港漁場課)	96,044	順調
○波照間地区において、定期船が係留する岸壁の耐震強化整備を実施しており、同地区において地震災害時の施設被害の回避及び定期船等利用船舶の岸壁利用機会損失の回避が見込まれる。(6)			
○密集市街地等の整備改善と避難地の確保			
7	狭あい道路整備事業 (土木建築部建築指導課)	—	やや遅れ
○県は指定道路図を一部公開し、市町村に対し、当該事業の周知を行った。市町村における狭あい道路整備計画策定件数は0件であったが、那覇市ほか3市では今後の整備計画策定に向けた取り組みを行っている等の理由から「やや遅れ」と判断した。(7)			

8	避難地としての都市公園整備 (土木建築部都市計画・モノレール課)	3,875,549	順調	<p>○県営公園及び市町村営公園において、用地取得や防災機能としての役割を担う園路広場、管理施設等の整備を行っており、計画値(16.3ha/年)に対し実績値(21.0ha/年)と順調である。(8)</p> <p>○未調査地区のうち約9割を占める事業休止中の未完了5市町村については、地区別調整や勉強会等の実施により地籍調査の重要性や必要性は理解されているものの、未調査地区の大部分が山林、原野となっており、人家等がほとんどない地区ということもあり、地籍整備としての緊急性が低く、事業実施に至っていないことが、全体としての大幅遅れの要因となっている。なお未調査地区で事業再開した那覇市については、地籍整備の緊急性が高い密集市街地に調査の重点を置いており、平成26年度から事業に着手した地区は、平成28年度には地籍調査の最終作業工程を完了した。(9)</p>
9	地籍調査の促進 (企画部土地対策課)	10,935	大幅遅れ	<p>○沖縄市の山里第一地区及び那覇市樋川の農連市場地区では、地区内の既存建築物を解体し、施設建築物工事に着手した。那覇市のモノレール旭橋駅周辺地区においては、工事期間の延長が生じたため、変更認可を行った。また、北工区の工事を進め、施設建築物の完成に向けて取り組んでいるが、工事の完了が当初は平成28年度を予定していたため、やや遅れとなっている。(10)</p>
10	市街地再開発事業等 (土木建築部都市計画・モノレール課、建築指導課)	1,363,875	やや遅れ	<p>○平成28年12月に、雨水・再生水利用施設実態調査を県内全市町村に対して実施しており、同調査において、雨水を利用した災害時対策についての情報提供を行った。また県公式ウェブサイトへの掲示、雨水・再生水利用施設実態調査等により、雨水貯留施設を整備する意義及び整備に係る留意事項等について周知を図った。さらに近年渇水のあった離島自治体や雨水利用の助成制度がある6市町村に対し、雨水利用の手引きを配布し、既に雨水利用を実施している施設の事例紹介及びその施設構造等について周知することができた。(11)</p>
11	雨水等の有効利用による災害時生活用水確保促進事業 (企画部地域・離島課)	—	順調	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
離島空港施設の耐震化率	8% (23年度)	8% (26年度)	42% (28年度)	—	—
1 状況説明	<p>離島空港施設の耐震化率は現状8%となっており、1空港のみである。地震や津波の災害時に空港における被害を軽減するため、避難場所・経路設定などの避難計画策定優先順位や津波・耐震対策等の方針をとりまとめるなどのソフト面での検討を行った。このため、離島空港施設の耐震化率は、基準値と比較して、改善していない。</p> <p>引き続き、これらの取組を進め、地震や津波の災害時に被害を軽減するため、空港施設の耐震化率向上を図って行く。</p>				

様式2(施策)

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	緊急物資輸送の拠点港数 (耐震岸壁設置港湾数)	4港	5港 (28年度)	11港	1港	—
	状況説明	<p>平成23年度までに4港の耐震岸壁整備を完了させ、平成28年度までに11港の耐震岸壁の整備を完了する計画である。平成25年度末には、本部港の耐震岸壁の整備が完了し、現在、平良港で耐震岸壁整備を進めている。</p> <p>基準値4港に対して、現状値は5港となっており、改善幅は1港となっており、目標値の達成は出来なかった。本事業は、岸壁改良を主とする事業であることから、事業費及び工期ともに大きくなる傾向があり、対象港湾を全て同時に整備することは厳しい状況である。今後とも、事業化に向けて取り組み、緊急時物資輸送に対応する港湾数を増加させたい。</p>				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	道路法面等危険除去箇所数	65箇所 (23年)	35箇所 (28年)	減少	30箇所	—
	状況説明	<p>平成28年度末の道路法面等危険箇所数は35箇所と前年度と比較して変化は無く、基準値と比較して30箇所減少し、成果指標の目標を達成した。今後も、危険箇所除去による安全で安心な道路ネットワークの形成に向け事業の進捗を図る。</p>				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
4	災害時のライフライン確保に資する無電柱化(無電柱化整備延長)	49km (23年)	70.4km (28年度)	85km	21.4km	—
	状況説明	<p>平成28年度は4.8kmを整備し、着実に無電柱化を進めており、観光地や市街地における良好な景観形成に寄与する事が出来た。H28年度末で整備延長は目標の85kmに対して、70.4kmの整備に留まっている状況である。これは再開発事業や埋蔵文化財調査などの他事業との調整に時間を要した事が要因である。H26、H27、H28に一部路線が早期合意されており、目標達成に向けて引き続き整備を推進する。</p>				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
5	避難地に位置づけられている都市公園数	257箇所 (22年度)	293箇所 (27年度)	259箇所	36箇所	—
	状況説明	<p>避難地に位置づけられている都市公園数については、基準値(22年度)257箇所から現状値(27年度)293箇所と36箇所増加している。これは市町村において地域防災計画の見直しが行われたことが要因で、すでにH28目標値を達成している。</p>				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
流通拠点漁港の陸揚岸壁の耐震化量(整備率)	1,130m (65%) (26年)	1,130m (65%) (27年)	1,315m (76%) (28年)	↗	20% (21年)
那覇市の地籍調査進捗率	70% (26年度)	71% (27年度)	73% (28年度)	↗	51% (28年度)
雨水・再生水利用施設数(新規)	6施設 (26年)	8施設 (27年)	17施設 (28年)	↗	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○緊急物資輸送機能の確保

・災害防除について、県管理道路はその多くが復旧後に建設されており、老朽化の進行により今後も対策箇所が増えることが見込まれる。そのため、定期的な点検等の実施により、法面等の状況把握に努める必要がある。

・離島空港における耐震化対策については、12の離島空港を抱えており、数多くの建物や空港土木施設があるため、耐震調査に費用や時間を要している。平成28年度は、建物を中心に耐震調査を実施しており、空港土木施設の耐震調査に着手できていない。耐震調査を進めるとともに、ハード対策及びソフト対策を推進していく必要がある。

・那覇港の整備においては、国直轄で整備している臨港道路(浦添線)は平成29年度に供用開始予定である。また那覇港臨港道路港湾2号線において、大規模災害が発生した場合、海上からの緊急輸送物資の輸送による災害支援・救援活動に支障が生じないように、引き続き臨港道路(液状化対策)の整備に取り組む必要がある。さらに、那覇ふ頭船客待合所は、供用中の施設であることから、入居者及び利用客などへの作業内容の周知を徹底し、安全対策を重点的に取り組む必要がある。

○密集市街地等の整備改善と避難地の確保

・公園整備を行うにあたり公園予定地の用地確保が必要となるが、用地取得や物件補償において、事業への理解が得られないことや代替地が確保できない等により地権者の協力が得られないため、契約に至るまでの交渉に長期間を要している。計画的な進捗に進捗地権者等の協力が得られるよう公園事業の必要性、重要性等を説明するなど、早い段階から地元自治会等の関係者との協力体制が不可欠である。さらに、整備の効果を早期に発現させるため、部分的な供用開始も含めた効率的かつ効果的な整備に努める必要がある。

・那覇市が平成26年度から事業を実施してきた調査地区は、平成28年度に地籍図、地籍簿の閲覧及び成果の整理を行い平成29年度に認証検査及び承認手続きを行う予定となっている。また、調査地区が新たに2地区増えることから、担当職員を2名増員して実施体制を強化するとともに、地籍調査に関する研修会、講習会へ積極的に参加して、地籍調査の技術者育成に取り組んでいる状況である。

・那覇市以外の未完了市町村は、未調査地区の大部分が山林、原野等で地籍調査の緊急性に乏しく、費用対効果も低いことから、事業実施に係る人材及び予算の確保が厳しく、新規に事業着手することが難しい状況にある。

・市街地再開発事業等については、モノレール旭橋駅周辺地区では、地区内に接続する歩行者デッキを街路事業で整備を行うため、再開発事業と歩行者デッキの完了時期は合わせる必要がある。

・雨水の有効利用による災害時生活用水確保促進については、市町村の避難所等における防災対策として重要な取組であるが、整備費用の制約があり、老朽化施設の更新時期に合わせた整備を念頭に、中・長期計画として取り組む内容となることから、普及の促進が容易ではない。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○緊急物資輸送機能の確保

・災害防除について、近年の集中豪雨や大型台風等の自然災害により、予測できない箇所でも道路法面の土砂崩れや道路の冠水が発生している。そのため、定期的な点検等の実施により、法面等の状況把握に努める必要がある。

・無電柱化推進事業においては、合意路線の計画である無電柱化推進計画(H26～H30)(仮称)の策定が遅れており、新規の要請者負担方式の計画路線を電線管理者と協議・選定することが出来ない状況である。また、埋蔵文化財調査や再開発事業など他事業と関連する事業区間について遅れが生じている。さらに、平成28年12月に無電柱化に関する法案が成立し、国が無電柱化推進計画の策定を進めている。

・那覇港の整備については、荷役関係者より、那覇ふ頭上屋の老朽化により荷役作業に支障が出ているとの意見があり、那覇ふ頭及び新港ふ頭上屋の老朽化に関する緊急修繕が増えてきている。

・平良港の整備においては、外国船社やその代理店から、大型クルーズ船を沖縄へ寄港させたいとの声が高まっており、大型クルーズ船に対応したバース整備が課題となっている。

○密集市街地等の整備改善と避難地の確保

・挟あい道路整備事業については、整備計画を策定することが事業の推進につながるが、挟あい道路の拡幅整備は市町村の負担が大きいと、整備計画の策定には至っていない。そのため、市町村に対し、他県の取組状況を含め具体的な事業効果を紹介し、当該事業の必要性を周知する必要がある。

・那覇市が平成28年度から事業を実施している新規2地区は、密集市街地で筆数が多く、一筆当たりの面積が小さい上に権利関係が錯綜しており、また、地価が高く地権者の権利意識が強いため、調査が難しい状況である。

・那覇市以外の未完了市町村の未調査地区は、大部分が山林、原野等で人家等がほとんどない地区ということもあり、調査が困難な上、地籍整備としての緊急性が低い状況である。

・市街地再開発事業は、民間活力を生かした計画であるため、社会経済情勢に左右されやすい。また、モノレール旭橋駅周辺地区においては、敷地内に沖縄県営鉄道に係る遺構が発見され、その調査・保存方法等の検討が必要となり、全体工程等への影響が生じている。

・平成26年に「雨水の利用の推進に関する法律」が施行され、平成27年には国の「雨水の利用の推進に関する基本方針」及び「国等における雨水利用の施設の設置に関する目標」が定められた。また、平成28年は地方公共団体への参考資料として「雨水利用の推進に関するガイドライン(案)」が示されている。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○緊急物資輸送機能の確保

- ・災害防除について、道路防災カルテによる点検を毎年度実施し、危険箇所の早期発見・早期防除に努める。
- ・無電柱化推進事業においては、次期無電柱化推進計画(H26～H30)(仮称)の早期合意路線以外の計画路線をさらに追加策定し、他事業の進捗を見極めながら平成29年度以降の要請者負担方式の計画路線を選定、事業の進捗を図る。
- ・離島空港における耐震化対策については、災害時における空港の役割や津波浸水リスク等も踏まえ、ソフト対策を優先して実施するとともに、ハードに係る耐震対策に引き続き取り組む。
- ・那覇港の整備において、引き続き臨港道路(液状化対策)の整備に取り組むとともに、これまで以上に、入居者や使用者との連携を密に行い、早急な発注体制を整え、老朽化対策の円滑な実施を図れるよう努める。
- ・平良港の整備において、引き続き国に対し早期整備等の要望を行うなど事業の促進を図る。
- ・漁港施設機能強化事業において、これまでの緊急輸送機能を有する岸壁の耐震化により、災害発生時に緊急輸送船舶が係留できる施設が確保された。今後は、その機能をより確実なものとするため、船舶の航行及び操船に不可欠な航路と泊地の施設機能を確保する必要があり、防波堤等の耐波性能などを向上させる整備を推進していくこととしている。

○密集市街地等の整備改善と避難地の確保

- ・挟あい道路整備事業については、市町村に対し、他県の取組状況を含め具体的な事業効果を紹介し、当該事業の必要性を周知する。
- ・公園整備については、引き続き公園用地取得に向け、地権者、所有者等の協力が得られるよう粘り強く交渉を続け、事業が円滑に進められるよう市町村を通じ地元自治会や関係者等の協力を得ながら推進する。また、管理区分の調整等の理由により未だ一部供用開始されていない公園もあることから、事業効果が発現できるよう部分的な供用の可能性についても検証する。
- ・那覇市が平成26年度から行ってきた調査地区が、地籍調査の全工程を完了して認証・承認手続きを行うことや、新規に事業着手する2地区については、地形や地図の状態、権利関係等の諸条件が異なることから、引き続き事業が円滑に実施されるよう指導、支援を行う。また、未完了市町村については、引き続き勉強会を実施して市町村間の連携を強化し、情報の共有化を図ることにより、那覇市をモデルとした事業の実施を促す。
- ・市街地再開発事業等については、モノレール旭橋駅周辺地区において、街路事業と再開発事業の施行者が調整を行い、連携を強化し、県においても、指導を行い円滑な事業推進を図る。また、各市街地再開発事業において、工事進捗と事業資金計画を適宜確認し、社会経済情勢を踏まえた上で、各工程において適切な資金計画とスムーズな事業執行が行えるよう、施行者、地元市町村への指導を強化していく。
- ・雨水等の有効利用による災害時生活用水確保促進については、沖縄県の作成した雨水貯留施設のモデル仕様及び国等の先導的取組に関する市町村への情報提供を継続して実施すると共に、「雨水の利用の推進に関する法律」に基づいて、国から示されるガイドラインや他都道府県の動向等を踏まえ、沖縄の自然的・社会的条件に応じた「雨水の利用の推進に関する沖縄県方針」及び「沖縄県における雨水利用の施設の設置に関する目標」の策定に取り組む。

「施策」総括表

施策展開	2-(4)-イ	災害に強い県土づくりと防災体制の強化		
施策	③生活基盤等の防災・減災対策	実施計画掲載頁	139頁	
対応する 主な課題	<p>○沖縄県は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることに加え、台風常襲地帯であることから、河川のはん濫や土砂災害、高潮被害などが発生しており、自然災害から県民の生命と財産を守るため生活基盤の機能強化が必要である。</p> <p>○大災害の発生時には、県民への迅速な情報提供が重要であることから、総合行政情報通信ネットワーク(防災行政無線)の整備や各種即報システムの拡充・強化を図る必要がある。</p> <p>○沖縄県は、台風常襲地帯であること等の地域性から鉄筋コンクリート造の住宅が多く、木造住宅と比較して耐震診断・改修費用が高く所有者負担が大きいことから民間住宅の耐震化が立ち遅れている。</p> <p>○緊急輸送道路や避難路の沿道にある民間特定建築物については、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を促進する必要がある。</p> <p>○公共建築物のうち特定建築物及びその他重要な建築物については、被災後の復旧活動の拠点となる施設等から順次、耐震診断・改修を進めていく必要がある。</p> <p>○島嶼県である本県において上水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を進めていく必要がある。</p> <p>○都市部における土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、既設の排水設備では、十分な雨水排除が出来ない地域がある。</p> <p>○台風発生時に高潮・波浪等による被害が想定される海岸や老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設については、施設の新設・改良等により防護機能を確保する必要がある。</p> <p>○避難誘導體制の強化のため、各種災害の発生を想定したハザードマップの作成等が重要である。</p> <p>○土砂災害の発生源対策、当該地域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備に取り組む必要がある。</p> <p>○季節風、潮風、飛砂等の被害から住宅、農地等を保全するための、防風保安林、潮害防備保安林の整備が求められている。</p>			
関係部等	子ども生活福祉部、保健医療部、農林水産部、土木建築部、教育庁、企業局			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成28年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○公共施設等における耐震化対策の推進				
1	公営住宅整備事業 (土木建築部住宅課)	3,431,258	順調	○公営住宅等ストック総合活用計画に基づき、建替事業を実施し予定どおりに進捗している。また、耐震基準を満たしていない県営大謝名団地の建替事業(第2期・116戸)に着手した。さらに、県営赤嶺市街地住宅の外壁改修工事(第1期)を実施した。(1)
2	公共建築物の耐震化促進事業 (土木建築部建築指導課)	—	順調	○市町村へ耐震診断・改修関連の情報提供、助言等を行い、耐震改修促進計画の策定を促した。県有建築物については、防災週間において耐震化を周知した。(2)

3	橋梁長寿命化修繕事業(県道等) (土木建築部道路管理課)	2,397,192	順調	○国道331号(潮上橋)、県道池間大浦線(池間大橋橋)等、県管理道路(補助国道、県道)における道路橋の補修・耐震補強を実施した。計画35箇所に対し、実績51箇所の事業に着手しており、順調である。(3)
4	橋梁長寿命化修繕事業(市町村道) (土木建築部道路管理課)	819,328	順調	○市町村道の橋梁長寿命化計画及び定期点検に基づき、優先度の高い大道橋(恩納村)ほか16橋の橋梁補修が完了したことにより、安全で安心な道路ネットワークの形成が図られている。(4)
5	モノレール施設長寿命化事業 (土木建築部都市計画・モノレール課)	151	やや遅れ	○おもろまち駅駅舎及び付近の鋼軌道桁塗装塗り替え工事、奥武山駅付近の鋼製橋脚補修工事を実施した。計画の達成率が36.28%(計画値50.13%)にとどまったため、やや遅れとなった。(5) ○天願川可動堰の機器更新を行った。長寿命化計画に基づき、我喜屋ダムのダム管理用制御処理設備の改良を行った。(6)
6	治水施設の機能維持(長寿命化対策) (土木建築部河川課)	141,542	順調	○下水道長寿命化計画未策定の市町村にフォローアップを行い、雨水管及び未策定処理区域汚水管路の下水道長寿命化計画を策定させ、計画的な更新、耐震化を推進した。主要な管渠等の耐震化延長は、単年度の計画値5kmに対し、実績値3.5kmとなり、計画値を下回っているものの、沖縄21世紀ビジョン策定の平成24年度以降における主要な管渠等の耐震化延長累計では、計画値20.0kmに対し、実績値19.36kmとなっていることから、順調に取組を推進することができた。(7)
7	下水道事業(長寿命化・地震対策) (土木建築部下水道課)	6,860,382	順調	○島尻海岸など、県内17地区の護岸の点検・老朽化調査を実施し、長寿命化計画を策定したことから、今後、老朽化対策事業へ展開するための基礎資料が取りまとめられた。また、金武湾港海岸(伊芸地区)など、県内29地区の護岸の点検・老朽化調査を実施し、長寿命化計画を策定したことから、今後、老朽化対策事業へ展開するための基礎資料が取りまとめられた。(8)
8	海岸保全施設長寿命化計画策定事業 (土木建築部海岸防災課)	36,504	順調	○宜野湾市の伊佐海岸(L=300m)において、老朽化した護岸の防護機能の強化・回復を図るため、護岸の設計を行った。また、うるま市の中城湾港海岸(豊原地区(L=285m))等において、老朽化した海岸保全施設の整備を行った。(9)
9	海岸堤防等老朽化対策緊急事業 (土木建築部海岸防災課)	310,270	順調	

○学校施設の耐震化対策の推進				
10	公立小中学校施設整備事業 (教育庁施設課)	5,951,381	やや遅れ	○市町村が交付申請した文部科学省施設整備事業に対し、学校施設の改築・改修費等の交付を行った。改築面積が計画値52,000㎡に対し、33,141㎡にとどまったため、やや遅れとなった。公立学校施設担当研修会を2回開催し、ヒアリングや通知等により、耐震化の促進や予算の早期執行等について働きかけた。(10)
11	高等学校施設整備事業 (教育庁施設課)	3,121,297	大幅遅れ	○老朽化した高等学校施設の改築を行った。事業実施年度の変更や繰越工事等により、改築面積が計画値21,211㎡に対し、7,964㎡にとどまったため、大幅遅れとなった。(11)
12	特別支援学校施設整備事業 (教育庁施設課)	—	順調	○特別支援学校すべての改築が、平成26年度で完了し、耐震化率は100%を達成した。(12)
13	高等学校施設塩害防止・長寿命化事業 (教育庁施設課)	465,699	やや遅れ	○各学校と調整し、工期が重ならないように対象施設を選定したうえで、高等学校施設の外壁の塗装改修、屋根の防水工事を実施した。計画値32,800㎡に対し、実績値が24,661㎡となったためやや遅れとなった。(13)
14	特別支援学校施設塩害防止・長寿命化事業 (教育庁施設課)	46,427	やや遅れ	○各学校と調整し、工期が重ならないように対象施設を選定したうえで、特別支援学校施設の外壁の塗装改修、屋根の防水工事を実施した。計画値3,300㎡に対し、実績値が2,293㎡となったためやや遅れとなった。(14)
○社会福祉施設等の耐震化				
15	障害児者福祉施設整備事業費 (子ども生活福祉部障害福祉課)	276,151	順調	○グループホームの設置等について、事業所向けの説明会等を通して、広報啓発活動を行うとともに、社会福祉法人等が行う障害福祉施設等の整備に要する経費の一部補助(計画値1件、実績値2件)、障害者福祉施設の改築・修繕に要する経費の助成(計画値1件、対し、実績値16件)を行った。(15)
○水産基盤施設における防災対策の強化				
16	漁港防災対策支援事業 (農林水産部漁港漁場課)	—	順調	○渡名喜、佐良浜両地区における災害避難訓練等において、ハザードマップを配布し、地域住民への周知を図るとともに、避難関連施設を活用した。(16)
17	水産物供給基盤機能強化事業 (農林水産部漁港漁場課)	148,346	やや遅れ	○波照間地区において、岸壁の耐震強化整備を実施したが、防波堤の耐震強化整備については、L1津波に対する機能診断及び実施設計が、設計条件の整理に時間を要したことから繰越となり、やや遅れとなった。また、沖縄Ⅱ地区においても県管理の拠点漁港における防波堤や岸壁のL1津波に対する機能診断が、設計条件の整理に時間を要したことから繰越となり、やや遅れとなったが、機能診断に着手したことにより、今後必要となる対策についての検討が可能となった。(17)
18	水産物供給基盤機能保全事業 (農林水産部漁港漁場課)	1,474,482	順調	○地元市町村や関係団体と連携し、機能保全計画に基づく必要な保全対策工事を9地区で実施した。また、施設の更新にかかる予算の平準化を図るため、県管理漁港における各施設の機能保全計画書のデータベース化に取り組んでおり、平成28年度は12漁港のデータを更新した。(18)

○民間住宅・建築物等の耐震化促進				
19	民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策 (民間建築物の耐震化促進事業) (建築物の耐震化促進支援事業) (耐震技術者等育成支援事業) (沖縄型建築基準検証整備事業) (建築物耐震対策事業) (土木建築部建築指導課)	22,442	大幅遅れ	○住宅の耐震性を把握するため簡易診断を希望する者に対して簡易診断技術者を派遣するとともに、耐震関係の相談窓口の設置、新聞広告、路線バス及びモノレールへの広告等による耐震診断等の普及啓発を図った。実績としては、診断等の普及啓発を図った。実績としては、民間住宅・特定建築物の耐震診断改修等支援の1件など、大幅遅れである。(19)
20	アスベスト対策事業 (土木建築部建築指導課)	4,272	大幅遅れ	○県、那覇市及び浦添市では、アスベストデータベースの作成業務を実施し、アスベスト対策の指導、普及啓発等に向けた環境整備が計画通り進捗している。市町村が実施する民間建築物等の吹きつけアスベストの除去及び含有調査に係る費用に対する助成は、計画値8件に対し、実績1件であったため、大幅遅れと判断した。(20)
○水道施設の耐震化対策				
21	水道施設の整備 (企業局建設計画課)	13,393,207	順調	○アセットマネジメント(資産管理)の手法により、施設全体の更新費用及び年単位の更新需要を把握した上で、北谷浄水場整備(ろ過池設備工事、粒状活性炭吸着池設備工事、オゾン接触池設備工事等)、石川～上間送水管布設工事等を行った。これにより成28年耐震化率の計画値(41%)に対し、実績値41%となる見込みである。(21)
22	水道施設整備事業 (保健医療部衛生業務課)	4,624,762	やや遅れ	○竹富町等25事業体で老朽化した水道施設の更新・耐震化等の整備を実施した。また、県は各事業体へ老朽化施設の計画的な更新、耐震化等への取組等について指導・助言を行った。H28年度の基幹管路の耐震化率は集計中であるが、H27年度の耐震化率が計画値25%に対し実績値15.5%であったことから、進捗状況はやや遅れとした。(22)
○治水対策、都市の浸水対策				
23	治水対策(河川改修、情報提供等) (土木建築部河川課)	3,071,799	順調	○国場川、小波津川など20河川で、洪水被害の防御のための河川整備として、用地補償及び護岸工事(0.9km)等を行い、儀間ダムの供用を開始した。ダム情報基盤の整備は、我喜屋ダムのダム管理用制御処理設備の改良を行った。また、河川情報基盤の更新は、基幹システムの整備を行った。(23)
24	下水道事業(浸水対策) (土木建築部下水道課)	市町村	順調	○沖縄市、うるま市など9市町村において雨水管の整備等を行い、浸水対策整備面積は、計画値35haに対し、実績値96haであった。(24)

○土砂災害対策				
25	急傾斜地崩壊対策事業 (土木建築部海岸防災課)	130,347	やや遅れ	○津覇地区、真玉橋地区、緊急改築事業(武富地区、金良地区、小祿(1)地区、古波蔵(2)地区)の急傾斜地崩壊対策施設の整備を行った。計画28.4千㎡に対し実績20.8千㎡であり、地元の同意形成が難航していることなどからやや遅れとなっている。(25)
26	砂防事業 (土木建築部海岸防災課)	101,089	大幅遅れ	○安和与那川、饒波川、東屋部川、小兼久川の砂防施設の整備を行った。平成28年度は、計画1基に対し実績0基であり、用地取得が難航したことから大幅遅れとなっている。(26)
27	地すべり対策事業 (土木建築部海岸防災課)	361,039	やや遅れ	○糸満兼城、熱田、当間、豊原4地区の地すべり対策施設の整備を行った。計画16.2千㎡に対し実績12.4千㎡であり、地元の同意形成が難航していることからやや遅れとなっている。(27)
28	土砂災害警戒避難体制支援事業 (土木建築部海岸防災課)	—	順調	○市町村が行う土砂災害に対する防災訓練について、防災システムを活用した訓練を支援したことにより土砂災害に対する警戒避難体制の整備を促進した。(28)
29	治山事業 (農林水産部森林管理課)	599,468	順調	○保安林の防風・防潮機能を維持強化するため、森林の造成、改良等を2.1ha実施した。(29)
○高潮等対策				
30	津波・高潮警戒避難体制の整備事業 (土木建築部海岸防災課)	—	順調	○市町村へ津波浸水想定図に関する資料を提供すると共に、津波防災地域づくりに関する法律についてのアンケート調査及び説明会を行った。(30)
31	高潮対策事業 (土木建築部海岸防災課)	178,234	順調	○東村の有銘海岸(L=236m)等において、高潮対策のため海岸保全施設の整備を行った。(31)
32	漁港海岸保全施設整備事業 (農林水産部漁港漁場課)	105,000	順調	○伊是名漁港海岸にて海岸保全施設を整備した結果、台風発生時や荒天時による高潮被害(越波、浸水被害等)からの公共土木施設被害リスクが低減された。(32)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	津波高潮ハザードマップ作成市町村数	36市町村 (25年度)	38市町村 (28年度)	41市町村	2市町村	—
	状況説明	市町村に対して津波浸水想定図の資料提供、アンケート調査及び説明会を開催しており積極的に活動を行った。 津波高潮ハザードマップ作成市町村数は基準値36市町村に対して改善幅2市町村、現状値38市町村(前年度から1市町村の推進)となり、H28目標値41市町村を概ね達成し、災害に対する避難誘導體制の強化が図られた。 概ね達成ではあるが、目標値である41市町村に達しなかった要因としては、市町村の防災担当部局における人員不足や認識不足が考えられ、取り組みの改善を着実にを行う必要がある。				
2	耐震化が必要な県営住宅棟の耐震化率	89.8% (23年度)	92.2% (28年度)	91.1%	2.4ポイント	82.9% (22年度)
	状況説明	基準値(89.8%)に比べて現状値は92.2%と、2.4%の改善となっている。耐震化が必要とされる県営住宅棟の建替事業が計画どおり実施されたことにより順調に進捗している。 現状値はH28目標値を達成したが、引き続き本取組により県営住宅の耐震化率の向上を図る。				
3	住宅耐震化率	82% (20年)	85.1% (25年)	90%	3.1ポイント	82% (25年)
	状況説明	平成25年度時点における現状値は、基準値に対し、3.1%上昇している。 今後も引き続き住宅耐震化率の目標値実現に向け既存建築物の耐震化を周知するとともに容易に耐震診断を行うための体制を構築する事業を進めていくが、H28年度の住宅耐震化率の見込みは87%程度の見込みで目標値の達成は難しい。				
4	特定建築物耐震化率	83% (18年)	—	90%	—	85% (25年)
	状況説明	特定建築物の耐震化率については、平成18年以降調査していない。参考データとして、防災拠点となる公共施設等の耐震化率については、旧耐震基準による建築物の建替及び除却が進んだ結果、平成27年度末時点で86.4%となった。参考データや取組から、H28の特定建築物の耐震化率は目標値90%の達成を見込んでいる。				
5	公立学校耐震化率	79.9% (24年)	89.9% (28年)	90.0%	10.0ポイント	97.6% (28年)
	状況説明	公立学校の耐震化率は基準値に比べ10ポイント改善したものの依然として全国平均を下回って全国最下位であった。各市町村教育委員会の公立学校施設整備要望額をとりまとめ、所要額の確保に向けて県関係部局及び国と調整を行った結果、H28の目標値はほぼ達成した。				
6	障害児・者入所施設の耐震化率(旧耐震化基準施設の耐震化率)	69.5% (22年度)	94.4% (28年度)	93.2% (27年度)	24.9ポイント	—
	状況説明	障害児・者入所施設の耐震化率は、昭和56年以前に建てられた障害児・者入所施設について、改築等により耐震化した施設の割合である。平成28年度も1箇所の耐震化改築を実施し、54箇所のうち51箇所が基準を満たしており、耐震化率は94.4%となっている。				
7	主要9河川での浸水想定面積	約234ha (22年度)	約234ha (22年度)	約156ha	—	—
	状況説明	浸水想定区域は概ね5年ごとに更新することになっており、平成28年度の数値は把握できていないが、自然災害から県民の生活と財産を守るための生活基盤の機能強化としての河川改修工事については計画通り進捗しており、浸水想定面積は改善されているものと見込まれる。				

様式2(施策)

8	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	基幹管路の耐震化率(上水道)	23% (22年)	25% (H27年)	37%	2ポイント	37% (H27年)
状況説明	基準値23%(H22)に対し、現状値25%(H27)で2ポイント改善が図られた。既存管路を精査した結果、基準値(目標値)において耐震性を有していない管が含まれていたため、H28目標値の達成は困難と考えられるが、石川～上間送水管布設工事等の実施により、基幹管路の耐震化は着実に進捗している。今後も目標値の達成に向けて継続した取組が必要である。					
9	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	重要な幹線等の耐震化率(下水道)	17.0% (22年度)	42.9% (27年度)	—	25.9ポイント	—
状況説明	重要な幹線等の耐震化率(下水道)は、老朽管対策を実施したことにより、現状値42.9%、改善幅25.9ポイントとなっており、順調に推移している。この数値は、H33年の目標値(30.0%)を大幅に上回っている。					
10	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	下水道による都市浸水対策達成率	53.5% (22年度)	57.4% (27年度)	—	3.9ポイント	—
状況説明	浸水対策達成率は、浸水対策の進捗を図るため各市町村が雨水管の整備を行ったことで、基準値53.5%から現状値57.4%となり、改善幅は3.9ポイント向上した。過去に浸水被害が発生した箇所を優先的に整備を進めることで、課題の改善を図る。					
11	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	土砂災害危険箇所整備率(急傾斜地崩壊対策事業)	13% (23年度)	14% (28年度)	15%	1ポイント	26% (21年度)
状況説明	要配慮者利用施設等が含まれる急傾斜危険箇所について、急傾斜地崩壊対策施設の整備を行ったことにより、土砂災害危険箇所整備率は1ポイント改善し、現在14%となっている。地元の同意形成が難航していることから、目標値15%に対し現状値14%であり、目標達成は達成できなかったが、引き続き取組みを推進するなど成果指標の達成を図る。					
12	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	土砂災害危険箇所整備率(砂防事業)	21% (23年度)	22% (28年度)	23%	1ポイント	22% (21年度)
状況説明	急輸送路等が含まれる土石流危険箇所について、砂防施設の整備を行ったことにより土砂災害危険箇所整備率(砂防事業)は1ポイント改善し、現在22%となっている。目標値23%に対し現状値は22%である。関係地権者の理解と協力が得られず用地取得が難航しているため目標は達成出来なかったが、土砂災害危険箇所においては流路工の整備を促進し、土砂の流れを円滑にしているところであり、砂防堰堤についても引き続き成果指標の達成に努める。					
13	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	土砂災害危険箇所整備率(地すべり対策事業)	24% (23年度)	28% (28年度)	28%	4ポイント	22% (18年度)
状況説明	土砂災害危険箇所整備率(地すべり対策事業)は、基準値の24%(23年度)に対し現助値28%(28年度)と4ポイント改善し、目標値を達成した。					
14	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	防護面積(高潮対策等)	58.9ha (23年度)	82.8ha (28年度)	76.9ha	23.9ha	—
状況説明	防護面積(高潮対策等)は、基準値58.9haに対して改善幅23.9ha、現状値82.8ha(前年度から2.4haの推進)となり、目標値76.9haを達成した。引き続き、高潮、波浪、津波等から背後地を守るため、取組みを推進する。					
15	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	防風・防潮林整備面積	533ha (23年度)	560ha (28年)	563ha	27ha	—
状況説明	防風・防潮林については、概ね計画通り整備し、基準値から27ha増加したものの、土地所有者から保安林指定同意が得られないこともあり、H28目標値を達成できなかった。引き続き、潮害防備保安林の整備に取り組む。					

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
海岸保全施設の老朽化点検箇所数	144箇所 (26年)	182箇所 (27年)	228箇所 (28年)	↗	—
民間建築物に対するアスベスト除去等の補助制度の創設状況(%) (補助創設済行政庁数/行政庁数)	7.1% (26年度)	7.1% (27年度)	7.1% (28年度)	→	21.8% (H27年度)
整備延長(海岸保全施設・老朽化対策)	2.2km (26年度)	2.6km (27年度)	3.0km (28年度)	↗	—
長寿命化計画策定件数(県管理ダム)	5件 (26年)	5件 (27年)	5件 (28年)	→	—
市町村橋梁長寿命化修繕計画策定	71% (23年度)	89% (24年度)	100% (25年度)	↗	—
土砂災害情報相互通報システムを含めた防災関連システムを利用した土砂災害防災訓練参加市町村	33市町村 (25年度)	33市町村 (26年度)	33市町村 (27年)	→	—
防災拠点となる公共施設等の耐震化委率	82.3% (H25)	84.4% (H26)	86.4% (H27)	↗	—
旧耐震基準で建築された公立小中学校老朽校舎の耐震化率	84.1% (26年)	85.7% (27年)	87.5% (28年)	↗	98.1% (28年)
公立高等学校の耐震化率	94.4% (26年)	96.2% (27年)	97.5% (28年)	↗	96.4% (28年)
特別支援学校の耐震化率	100% (26年)	100% (27年)	100% (28年)	→	99.1% (28年)
グループホーム等数(障害福祉サービス)	264箇所 (26年度)	295箇所 (27年度)	253箇所 (28年度)	→	—
福祉施設から地域生活への移行者数	604人 (25年度)	685人 (26年度)	685人 (27年度)	↗	—
避難対象者(防護人口)の安全性の確保	0人 (25年)	0人 (26年)	1,425人 (27年)	↗	—
流通拠点漁港の陸揚岸壁の耐震化量(整備率)	1,130m (65%) (26年)	1,130m (65%) (27年)	1,315m (76%) (28年)	↗	20% (21年)
海岸保全施設整備により防護される背后面積(防護面積)	0.0ha (25年)	28.7ha (26年)	29.0ha (27年)	→	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○公共施設等における耐震化対策の推進

・公営住宅整備事業については、昭和54～61年の建設ピーク時の公営住宅の整備から30～35年経過しようとしており、更新時期を迎える公営住宅が急激に増加する見込みである。また、昭和56年以前に建設された県営住宅は現在の耐震基準を満たしておらず、又、塩分含有量の多い骨材が使用された可能性が高いことから、老朽化が著しい建物が多い。さらに、公営住宅のコストの縮減に取り組む必要がある。

・公共建築物の耐震化促進事業について、耐震改修促進計画が未策定の市町村は離島市町村のみであり、策定に向けた支援を行う必要がある。

・治水施設の機能維持(長寿命化対策)について、天願川可動堰は整備から13年経過しており、今後老朽化に伴い更新費用が増大することが考えられる。また、土木構造物としてのダム老朽化が著しい。

○学校施設の耐震化対策の推進

・公立小中学校施設整備事業については、施設整備にかかる事業の前倒しを研修会や通知等により市町村へ働きかけているところだが、市町村教育委員会の財政が厳しく、毎年度の市町村予算の確保が厳しい状況の中で、公立学校施設の改築・改修をどれだけ効率良く事業を行うことができるか等の課題がある。

・高等学校施設整備事業では、学校関係者等の要望や関係者間の調整に時間を要する。

・塩害防止・長寿命化事業においては、工事の発注時期が遅かったため、学校との調整が多くなり、工程が長くなった。また、騒音が発生する工事や生徒の移動に支障がでる場所など、学校の長期休暇中でないと工事が実施出来ない箇所が発生した。

○社会福祉施設等の耐震化

・当初予算ベースで平成23年度には203億円あった施設整備関連予算が、平成27年度には26億円と大幅に減少している。

○水産基盤施設における防災対策の強化

・漁港防災対策支援事業において、渡名喜地区の津波避難施設、渡名喜、佐良浜両地区の避難誘導標識及び避難誘導灯、ハザードマップの整備が完了したことにより、避難対象者の安全確保が可能となったことから、地域住民へ周知する必要がある。

・水産物供給基盤機能保全事業において、今後、既存施設の更新費用は増加することが見込まれることから、更新コストの縮減等を図る必要がある。

○民間住宅・建築物等の耐震化促進

・民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策では、沖縄県の住宅で約9割を占めている鉄筋コンクリート造の住宅は、耐震診断等の費用が木造住宅に比べて高くなるため、耐震診断等の実施が低調の要因となっている。また、住宅・建築物の耐震診断等の補助要綱を創設している市町村数は13となっている。

・アスベスト対策事業については、事業を推進するには、市町村が民間建築物のアスベスト改修事業補助要綱を策定し、補助制度を創設する必要があるが、県民等からの相談や要望が少ないことなどから制度創設が進んでいない。また、事業実施市町村が少ないため、一般への広報周知が不足し、建築物所有者が、アスベストへ被害の認識及び危機意識を持っていない。さらに、既存民間建築物のアスベストの実態を把握し、アスベスト対策の指導、助言、普及啓発、情報提供をする必要があるが、既存建築物の数が膨大なうえ、情報の取得が難しいため、段階的に効率良くデータベース化及び実態調査を進める必要がある。

○水道施設の耐震化対策

・水道施設の整備について、本土復帰後、年々増大する水需要に早急に対処するため、水道施設の整備を早急に進めてきた。これらの水道施設の経年化が進み大量に更新時期を迎えるため、計画的な施設の更新が必要である。

・水道施設整備事業においては、島嶼県である本県について、上水道施設が東日本大震災のような大規模災害により被災した場合、県民生活、社会経済活動に与える影響が大きい。また、一部の市町村水道事業体においては、技術基盤が脆弱である。

○治水対策、都市の浸水対策

・市町村の下水道事業については、厳しい財政状況下で、未普及対策(汚水事業)に充当する予算が優先となり、浸水対策(雨水事業)が後回しになる傾向があり、取組を進める上で課題となっている。

○土砂災害対策

・急傾斜地崩壊対策事業については、近年の集中豪雨の増加状況を踏まえ、整備に伴う施工同意について関係地権者の理解を得るために時間を要している。

・砂防事業については、用地買収の交渉において、関係地権者との交渉日程の調整や用地買収の単価交渉等に苦慮しており、また工事用仮設切廻し道路の借地用地の同意取付けにおいて、関係地権者の理解と協力を得るために相当の時間を要している。

・地すべり対策事業については、土砂災害警戒区域の指定を進め、市町村の警戒避難体制整備を促進する。また、危険箇所(世界遺産の城(グスク)や関連遺産など多くの観光地が点在し、地すべりが発生するとダメージを受ける。さらに、居住区域が丘陵地や傾斜地周辺まで拡大し、人的被害の危険が高まっている。

IV 外部環境の分析 (Check)

○公共施設等における耐震化対策の推進

・公共建築物の耐震化促進事業について、国の耐震診断等の促進を図るための基本的方針が平成28年3月に改正され、公共建築物等の多数のものが利用する建築物の耐震化率は平成32年度までに95%にすることが目標となった。また、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震の発生を受け、公共建築物の耐震化を促進することが求められている。

・治水施設の機能維持(長寿命化対策)について、真栄里ダムは、国営石垣島土地改良事業と協力していく必要がある。

○学校施設の耐震化対策の推進

・高等学校施設整備事業については、資材費や労務単価の高騰した。離島地域における技術者が不足している。

○社会福祉施設等の耐震化

・グループホーム等の整備数については、施設の定員は少人数であることから、新たに整備する場合でも他の福祉施設に比べ費用の面などから比較的整備しやすい。

○水産基盤施設における防災対策の強化

・水産物供給基盤機能強化事業において、波照間地区と安田地区における防波堤改良工事の実施の際は、漁船の利用状況を勘案するなど、操業に支障がないよう十分に留意する必要がある。

・水産物供給基盤機能保全事業において、本県における漁港整備は昭和47年以降本格的に進めてきたところであるが、供用開始から30年程度以上経過した施設については、老朽化による施設の機能低下が懸念されるため、計画的な老朽化対策が必要である。

○民間住宅・建築物等の耐震化促進

・民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策では、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震の発生を受け、県民からの住宅・建築物の耐震性に関する相談が増加している。

・アスベスト対策事業については、国の補助制度が、民間建築物含有調査についてはH29年度末で廃止、除去等についてはH32年度末で廃止されるため、事業推進方法の見直しが必要である。

○水道施設の耐震化対策

・水道施設の整備においては、島嶼県である本県について、上水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予想されることから、企業局は水道施設の耐震化等に取り組む。

・水道施設整備費(公共)については、全国的に減少傾向(当初予算において、H29年度はH21年度の約1/5)にあるため、予算確保が困難になりつつある。

○治水対策、都市の浸水対策

・治水対策(河川整備)は、下流側から整備するという事業の特殊性から、事業効果をあげるには多大な期間を要し、地元住民の事業に対する理解と協力を得るため、事業説明等を実施する必要がある。

・下水道事業(浸水対策)については、平成27年1月、総務省より下水道事業についても公営企業会計を導入を求める通知が行われたことから、国が示した平成31年度までに公営企業法適用に向け集中的に取り組まなければならないが、固定資産調査・台帳整備等の移行事務作業が膨大なため、中小自治体などでは下水道整備に影響が出る可能性もある。

○土砂災害対策

・急傾斜地崩壊対策事業については、事業に対する効果が保全対象施設地権者に限られており、事業を実施する斜面地権者には土地利用制限等の負担が発生することから、斜面地権者の理解を得るのに時間を要している。

・砂防事業については、買収用地が山林地であることから用地単価の設定では他事業に比して低価格となることから関係地権者から単価不満があることや、地権者の高齢化や県外、国外、または所有者不明など、用地交渉に支障を来している。

・地すべり対策事業について、早期の整備率向上には、新規に整備すべき箇所について、地元住民との合意形成が不可欠であるが時間を要することが多い。

○高潮等対策

・高潮対策事業については、平成27年度、一定の頻度(数十年から百数十年に一度程度)で発生すると想定される津波の水位を設定した。

・漁港、漁村における防災対策については、国(水産庁)も推進しており、着実に実施していくことが重要である。また、伊是名地区における人工リーフ等の整備については、近隣海域にもずくの養殖場が多く点在していることから、もずく養殖に支障がないよう十分に留意する必要があるほか、円滑な事業実施に向けて、地域住民等関係者との合意形成を図る必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○公共施設等における耐震化対策の推進

・公営住宅の整備について、公営住宅等ストック総合活用計画に基づき、効率的な建替事業を推進していく。耐震基準を満たし、劣化の程度の低い住棟については、エレベーターや外壁等の改修工事を実施し、建物の長寿命化を図ることによりコスト縮減を図る。

・公共建築物の耐震化促進事業については、耐震改修促進計画が未策定の離島市町村に対し、計画策定の支援や、県及び市町村会議を通して、災害時に防災拠点となる公共建築物の耐震化を促す。

・治水施設の機能維持(長寿命化対策)については、天願川可動堰は、予防的修繕など延命化対策を実施することでライフサイクルコストの縮減を図る。また、県管理ダムについては、平成29年度までに機械設備、電気通信設備、ダム土木構造物を統合した長寿命化計画を策定する。真栄里ダムは当面、現設備の補修で対応する。

・海岸堤防等老朽化対策緊急事業については、海岸巡視の外部委託に取組み、効率的、効果的な海岸巡視方法を検討することにより、海岸保全施設の防護機能の強化または回復に繋げる。

○学校施設の耐震化対策の推進

・公立小中学校施設整備事業については、引き続き、市町村教育委員会に対し、施設整備事業の前倒しを研修会やヒアリング及び通知等により働きかけ、学校施設整備に係る所要額をとりまとめ、必要な予算確保や補助単価の引き上げ等について、県関係部局及び国に働きかけ、老朽校舎の解消を図る。

・高等学校施設整備事業では、関係機関と連携を密に取ることで、課題の早期対応を目指し、事業推進についてより一層の円滑化を図る。交付決定前の事前準備手続の実施により、事業実施期間の確保を図る。

・塩害防止・長寿命化事業については、学校運営に支障をきたさないように、工事の発注時期を前年度中に学校と日程調整を行い、円滑に工事が行える体制を整える。

○社会福祉施設等の耐震化

・国庫補助金を活用した施設整備については、施設の老朽化の状況等を踏まえ、緊急度の高い施設について国との協議を進め、整備の促進を図る。

○水産基盤施設における防災対策の強化

・水産物供給基盤機能強化事業において、漁船の操業や漁港利用者に支障をきたさないようにするため、施工業者との工程管理を密に行うとともに、工事開始時には地元説明会を開催し工事内容等を説明するなど、関係団体との連携を図る。

・水産物供給基盤機能保全事業においては、適切な老朽化対策を実施するため、地元市町村や関係団体などと連携し、計画的な事業実施に取り組む。また、今後の更新に掛かる予算の平準化を図るため、効率的なマネジメントを可能とするデータベース等の更新に努める。

○民間住宅・建築物等の耐震化促進

・民間住宅・建築物の総合的な耐震化対策については、住宅への簡易診断技術者派遣事業を実施し、耐震診断等の普及啓発を図る。また、新聞広告や相談窓口の設置を通して、耐震診断・改修等を普及啓発するとともに、耐震診断等の需要を把握する。あわせて、簡易診断技術者を育成し、簡易診断技術者派遣事業を行う体制を整備する。その他、市町村担当者会議等を実施し、民間住宅・建築物の耐震診断・改修等に対する市町村補助制度の創設を促進する。

・アスベスト対策については、パンフレットの配布及び県ホームページへの掲載等により民間建築物所有者等に対し、必要性及び補助制度の周知を行う。今後、県及び那覇市などの特定行政庁において、既存建築物のデータベース化を進め、個々の建物のアスベスト使用状況や住民ニーズについての把握方法について検討する。

○水道施設の耐震化対策

・水道施設の整備については、災害に強い水道施設を整備するため、引き続きアセットマネジメント(資産管理)の手法を活用した上で老朽化施設の計画的な更新に取り組むとともに、耐震化対策を実施する。

・水道施設整備事業については、市町村水道担当課長会議や市町村水道担当者との協議等の際に、老朽化施設の計画的な更新、水道施設整備において耐震化等への取組み(基幹管路の新設、更新にあたっては耐震管を採用する等)を指導する。また、島嶼県である本県において、大規模災害により被災した場合の大きな影響があるが、全国平均と比較して基幹管路の耐震化率が低調であるため、引き続き水道施設整備費の予算確保に向けて国との協議を行っていくが、全国的に減少傾向にあり確保が困難になりつつあるため、施設整備の優先順位を付け効率的に耐震化対策に向けて取り組む。

○治水対策、都市の浸水対策

・河川のはん濫や土砂災害、高潮被害などの自然災害から県民の生命と財産を守るため、治水対策事業においては、長期間に及ぶ河川整備に対する地元住民の理解と協力を得るよう、住民説明会やワークショップを開催する。

・下水道事業(浸水対策)については、関係市町村の雨水管渠等の整備状況、効率的、効果的な浸水対策を図るうえでの課題等をヒアリングや勉強会等で確認するとともに、今後の予算措置の見直しを含めたフォローアップを行う。また、公営企業会計を導入しなければならない市町村に対しては、県として情報提供等を行っていく。

○土砂災害対策

・急傾斜地崩壊対策、砂防事業については、整備箇所における地元同意等の条件整備に質する事業説明会や、個別に関係地権者への説明し、理解と協力が得られるよう取り組む。また、用地取得が難航している箇所に対しては、公共事業施行推進事業(総合的技術支援業務:アウトソーシング)を活用し、用地取得の促進を図っていく。

・地すべり対策については、危険箇所の世界遺産の城(グスク)や関連遺産など多くの観光地が点在しているため、危険箇所付近に居住する地元住民との合意形成に資する事業説明会及び個別に関係地権者へ事業同意・協力を得るための説明等を実施し、地すべり対策施設の整備を行っていく。

○高潮等対策

・高潮対策においては、平成27年度に設定した設計津波水位について、既存の施設と天端高さとの比較を行い、高さが不足する場合には本取り組みにより対策を検討する。

・漁港海岸保全施設整備事業については、引き続き、もぐく養殖に支障が無く円滑に事業を実施するため、整備にあたり適宜、地元説明会を開催するなど、漁協や地域住民等関係者との合意形成に取り組む。